

保健衛生事業報告

令和3年度版



© 幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」

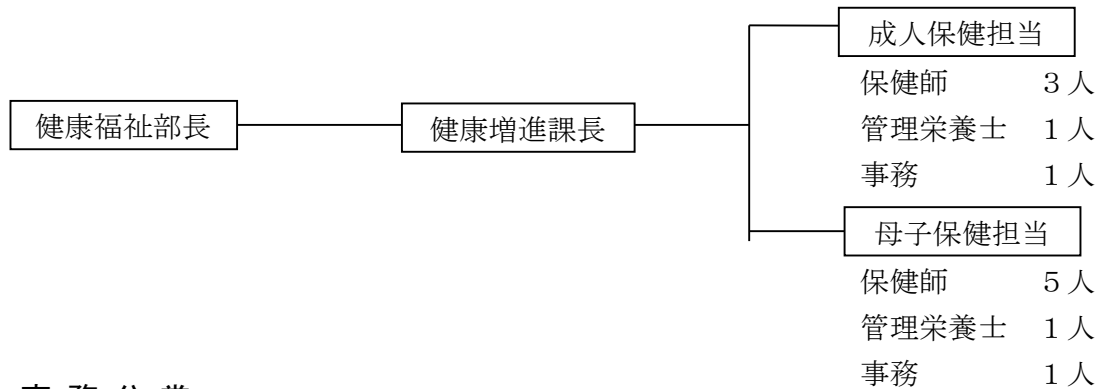
幸 手 市

目 次

組織及び事務分掌	1
幸手市保健事業（組織）の沿革	2
I 母子保健事業	
1 母子健康手帳の交付	9
2 妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査	10
3 乳幼児健康診査	12
4 歯科保健事業	18
5 健康相談	19
6 健康教育	22
7 保健指導	25
8 子育て総合窓口	29
9 産後ケア事業（宿泊型・訪問型）	30
10 不妊検査費・治療費助成事業	31
II 成人保健事業	
1 健康相談	34
2 国民健康保険保健事業等（健康増進課実施分）	38
3 各種検診	43
4 健康教育	53
5 訪問指導	59
6 健康マイレージ事業	60
III 精神保健事業	
1 精神保健相談	61
IV 予防接種事業	
1 定期予防接種	63
2 大人の風しん予防接種事業（クーポン）	67
V 各種計画	
1 健康日本21幸手計画（第3次）・幸手市食育推進計画	68
2 幸手市自殺対策計画	69
VI その他の事業	
1 母子愛育会活動	70
2 食生活改善推進員活動	71
3 健康づくり事業	72
4 献血事業	72
5 新型コロナウイルス感染症対応事業	73

組織及び事務分掌

1 組織（令和3年4月1日現在）



2 事務分掌

(1) 成人保健担当

- ア 健康増進に関する企画及び総合調整に関すること。
- イ 結核予防に関すること
- ウ 成人の健康教育事業に関すること。
- エ 成人の健康相談事業に関すること。
- オ 成人の健康診査事業に関すること。
- カ 成人訪問指導に関すること。
- キ 精神保健に関すること。
- ク 栄養指導に関すること。
- ケ 健康日本21 幸手計画に関すること。
- コ 生活習慣病予防に関すること。
- サ 国民健康保険の保健事業のうち、特定健康診査（集団健診）及び特定保健指導に関すること。
- シ 献血事業に関すること。
- ス 感染症予防に関すること。

(2) 母子保健担当

- ア 休日当番医に関すること。
- イ 予防接種に関すること。
- ウ 予防接種等健康被害調査委員会に関すること。
- エ 母子の健康教育事業に関すること。
- オ 母子の健康相談事業に関すること。
- カ 母子の健康診査事業に関すること。
- キ 母子訪問指導に関すること。
- ク 栄養指導に関すること。
- ケ 母子手帳の交付に関すること。
- コ 歯科保健に関すること。

幸手市保健事業（組織）の沿革

- 昭和29年11月 厚生課 町村合併（幸手町・行幸村・上高野村・権現堂川村・吉田村）
- 昭和35年4月 母子愛育会設立
- 昭和43年4月 子宮がん検診開始
- 昭和44年4月 胃がん検診開始
- 昭和47年4月 厚生課と福祉課に分離
- 昭和48年4月 母子保健推進員結成
- 昭和52年4月 乳がん検診（集団）開始
風しん（中学生女子）予防接種開始
- 昭和54年4月 麻しん（個別接種）開始
健康体力づくり推進協議会発足
- 昭和55年4月 乳幼児ツ反開始
- 昭和56年4月 保健センター開設に伴い衛生課移転
1歳6か月児健診開始
健康まつり開始
- 昭和57年4月 3か月児・10か月児健診開始
母親学級開始
- 昭和58年4月 離乳食講習会開始
老人保健法により健康手帳交付・健康教育・健康相談・訪問看護開始
乳幼児ツ反再検査開始
- 昭和59年4月 さくら通信開始
- 昭和60年4月 機能回復訓練事業リハビリ教室開始
母子愛育会組織改正
- 昭和61年4月 一般健康診査改正（対象者61歳～67歳）
健康体操講座開始
小・中学校日脳（追加免疫）接種開始
- 昭和62年4月 環境衛生課に名称変更
3歳児健診で検尿導入
1歳6か月児歯科検診導入
成人病検診開始
乳・子宮がん検診（集団）同時実施
小学6年生ジフテリアⅢ期開始
インフルエンザ同意方式に変更
結核集団検診と成人病（集団）検診を同時実施
- 昭和63年4月 両親学級開始
失語症友の会訪問言語指導
フッ素塗布と歯みがき指導（2歳児）開始
- 平成元年4月 3歳児健診で全員検尿開始
機能回復訓練事業に係るタクシー料金補助開始
40歳誕生検診開始

訪問健康診査開始
MMRワクチン導入（元・4）、MMRワクチン希望者のみ（元・12）
成人病予防標語展示

平成2年4月 保健衛生課と環境保全課に分離
幼児学級開始
婦人検診開始
子宮頸がん個別検診開始
三種混合個別接種（生後3か月～）変更
ヘルスデータバンク事業開設
成分献血開始
健康まつりでのフッ素塗布開始

平成3年4月 3歳児健診に視聴覚検診導入
ことばの教室開設
大腸がん検診開始
麻しん個人負担金無料に変更

平成4年4月 民生部保健衛生課開設（部設置）
母子健康手帳の交付（保健センター変更）開始
2歳児フッ素塗布開始
成人病検診改正（血液検査4項目追加、対象者40歳以上）
成人病個別検診開始
子宮体がん個別検診開始
結核個別検診、成人病個別検診開始

平成5年4月 青年健診開始
経過観察検診開始
訪問口腔指導開始
訪問栄養指導開始
MMRワクチン中止

平成6年4月 手づくりおやつ教室（単年度事業）実施
禁煙トライアル事業（単年度事業）実施
栄養相談開始
口腔相談開始
10月 予防接種法、結核予防法の一部改正施行努力義務化
破傷風定期予防接種、インフルエンザが任意接種となる

平成7年4月 1歳6か月児歯科指導導入
育児教室開始
40歳誕生検診と歯科検診（単年度事業）実施
骨密度検診開始
出張健康相談時歯科指導開始
風しん個別接種開始（24～90か月未満児、小学1・2年生の一部）男子も対象
ツ反9mm以下陰性に変更
狂犬病予防法一部改正（犬の登録H7.4.1以降1回行えば生涯有効）

7月 献血時間診票導入

平成8年4月 日本脳炎個別接種開始（1期3歳～90か月未満児・2期小学4年生）

平成9年4月 母子保健活動全面市町村実施
 新生児・妊産婦訪問開始
 訪問歯科相談開始
 訪問リハビリ開始
 乳幼児健診時予防接種相談開始
 個別接種開始
 風しん（中学2年生）、二種混合2期（小学6年生）、日本脳炎3期（中学3年生）
 小・中学生のツ反、BCGを学校教育課に移管

平成10年4月 訪問歯科保健事業の拡大と効果を計るためポータブルユニット購入（単年度事業）
 風しん・麻しんの接種年齢の引下げ（生後12か月～）

平成11年3月 幸手市伝染病隔離病舎設置規則廃止
 4月 保健センターに名称を変更
 保健センター外壁改修工事（単年度事業）実施
 フッ素塗布と歯みがき指導を2歳児相談と歯みがき指導に名称を変更
 母乳ダイオキシン調査実施（3年間）
 3歳児健診でフッ素塗布導入
 老人訪問看護ステーションさつての整備費補助開始
 伝染病予防法廃止、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行
 食生活改善推進員協議会を学校教育課から移管

平成12年4月 老人保健法 保健事業実施要領全部改正
 訪問看護、訪問リハビリ、訪問口腔指導、さくら通信終了
 狂犬病予防法一部改正 犬の登録事務等が市の自治事務となる

平成13年4月 健康度評価事業A票、B票（単年度事業）実施
 個別健康教育開始
 予防接種法一部改正（高齢者のインフルエンザ定期予防接種）開始
 風しん（中学2年生のみ、S62.4.2～S62.10.1生）経過措置により接種

平成14年4月 育児教室終了
 肝炎ウイルス検診開始
 基本健康診査に血液検査1項目追加（HbA1c）
 訪問歯科相談中止
 出張健康相談時歯科指導終了、健康づくり関係講話に変更
 風しん定期予防接種
 生後12か月～90か月未満
 S54.4.2～S62.10.1生（経過措置により接種）
 健康まつりをアスカル幸手で実施
 精神障害32条、45条に関して市の事務に移管
 SARS取扱要項

3歳児健診での心理相談導入
こころの相談開始
9月 健康日本21幸手計画懇話会設置
平成15年4月 子育てパートナー事業開始
赤ちゃん広場（単年度事業）実施
3歳児健診対象年齢を3歳5か月に変更、心理相談を導入
老人保健法保健事業実施要項の一部改正
節目検診実施（歯周病検診＋骨粗しょう症検診）
前立腺がん検診（個別検診）実施
訪問健康診査中止
児童虐待予防ローラー作戦推進事業実施（県補助による単年度事業）
9月 風しん定期予防接種経過措置終了（9月30日） S54. 4. 2～S62. 10. 1生
げんきアップ体操教室開始（サポート指導員養成）
12月 小児冬期休日診療開始
平成16年3月 健康日本21幸手計画策定
4月 前立腺がん検診（集団検診導入）
老人保健法保健事業実施要領一部改正
節目検診対象年齢 40、45、50、55、60、70才として実施
基本健康診査に血液検査1項目追加（尿酸値）
平成17年4月 健康増進課に名称を変更
保健福祉総合センター（ウェルス幸手）開設に伴い保健センター移転
健康管理システム「スーパー保健師さん」導入
ツ反廃止、BCG個別接種（生後6か月未満）に変更
乳がん検診対象者を偶数年齢に変更
結核予防法改正に伴い、結核検診対象者を65歳以上に変更
節目検診対象年齢に65才追加
7月 日本脳炎予防接種、第Ⅲ期（中学生）廃止
平成18年4月 健康日本21幸手計画推進会議設置
健康日本21幸手計画（改訂版）ダイジェスト版を市民配布
狂犬病予防事業を環境課に移管
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条、第45条に関する事務が
自立支援法の施行に伴い社会福祉課に移管
2歳6か月児歯科健診、4歳児歯科健診開始
フッ素塗布自己負担500円徴収
結核検診対象者を40歳以上に変更
子宮がん検診対象者を偶数年齢に変更
介護保険制度改正に伴い、65歳以上を対象に基本健康診査に追加して生活基本チェックリスト及び生活機能評価判定を実施（介護予防健診として個別健診のみ実施）
リハビリ教室ゆうゆうサロン廃止
6月 麻しん風しん混合について、同年4月1日予防接種法の改正及び同年6月2

	日の政省令の改正により、1期（1歳～2歳未満）、2期（小学校就学前の1年間）の2回接種を開始
10月	子育てパートナー事業対象者を希望者から全戸訪問へ拡大し、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」に変更
11月	健康まつりの名称を「健康福祉まつり」に変更 小児肥満予防教室を開始
平成19年4月	歯科健診とフッ素塗布事業対象者を2歳6か月児から就学前までに拡大（2歳6か月児歯科健診と4歳児歯科健診を統合）
	介護予防事業を介護福祉課に移管
5月	ソーシャルクラブ開始
6月	健康日本21幸手計画中間評価に伴うアンケート実施
平成20年2月	健康日本21幸手計画見直し（案）を推進会議に諮る
3月	健康日本21幸手計画見直し（案）に関するパブリック・コメント実施 前立腺がん検診終了
4月	老人保健法廃止に伴い、基本健康診査が高齢者の医療の確保に関する法律に移行し、特定健康診査及び特定保健指導と位置づけられる。 妊婦健康診査助成が2回から5回に変更 麻しん風しん定期予防接種経過措置（第3期・4期）開始
6月	特定健康診査（集団）及び特定保健指導開始
8月	健康日本21幸手計画中間評価後見直し計画策定
11月	小児肥満予防教室を小学校で開始
平成21年3月	ソーシャルクラブ登録者2人の卒業により休止
4月	妊婦健康診査助成が5回から14回に変更 妊婦健康診査助成金交付要綱施行 乳がん検診（個別）開始 前立腺がん検診（集団）再開 乳がん検診無料クーポン券（40・45・50・55・60歳対象 国庫補助事業）、 子宮がん検診無料クーポン券（20・25・30・35・40歳対象 国庫補助事業） 開始
6月	特定健康診査の65歳以上の対象者に、集団と個別の選択制を導入
平成22年3月	幸手市新型インフルエンザ行動計画策定
4月	結核検診を終了し、肺がん検診を開始
6月	特定健康診査内容を見直し、心電図、眼底検査、貧血、尿酸、クレアチニンを全員に実施及び肺がん検診を新たに実施
平成23年1月	子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の無料予防接種開始
3月	東日本大震災により被災した福島県からの避難者に対し健康相談を実施
4月	健康管理システム「健康かるて」導入 大腸がん検診無料クーポン券（40・45・50・55・60歳対象 国庫補助事業） 開始
6月	経産婦を対象とした経産婦母親学級開始
平成24年4月	特定健康診査の無料化

- 9月 生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに移行
- 11月 三種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風）予防接種に、不活化ポリオを追加し、四種混合予防接種を開始
- 平成25年 2月 健康日本21 幸手計画最終評価策定
- 3月 麻疹風しん定期予防接種経過措置（第3期・4期）終了
- 4月 子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の予防接種が定期化される
埼玉県から未熟児養育医療の権限移譲を受ける
地域医療再生基金を活用した在宅医療推進事業（埼玉県補助事業 実施計画期間3年）の開始
経産婦母親学級廃止
1歳6ヶ月児健診に心理相談を導入
- 5月 1歳6か月児健診にM-CHAT（乳幼児期自閉症チェックリスト）を導入
- 6月 大人の風しん予防対策事業として、集団接種（無料）及び個別接種費用の一部助成を実施（単年度事業）
- 7月 高齢者肺炎球菌予防接種事業（個別接種費用の一部助成）の開始
- 11月 乳幼児健診フォロー事業として臨床心理士による心理相談「かるがも相談」を開始
- 平成26年 2月 健康日本21 幸手計画（第2次）（案）に関するパブリック・コメント実施
- 3月 健康日本21 幸手計画（第2次）策定
- 4月 骨髄移植ドナー助成金の交付開始
集まれ！6～7か月ベビー（6～7か月児健康教室）開始
乳幼児発達相談事業を子育て支援課から健康増進課に移管
未熟児養育医療給付事業を健康増進課から子育て支援課に移管
母親学級・両親学級の内容を見直し、「パパママ教室」に変更
- 10月 水痘、高齢者肺炎球菌の予防接種が定期化される
高齢者肺炎球菌予防事業（個別接種費用の一部助成）は終了
- 平成27年 2月 新型インフルエンザ等対策行動計画を策定
- 3月 さっておさんぽマップ作成（平成26年度 国の地域少子化対策強化交付金事業を活用した「孫育て講座」において作成）
- 4月 自動体外式除細動器貸出事業を開始
不妊治療費助成金交付を開始
節目検診の単独実施を見直し、胃がん・大腸がん・前立腺がん・肝炎ウイルス検診・節目検診を同時実施とし、複合検診とする
肝炎ウイルス検診フォローアップ事業開始
乳がん検診無料クーポン券対象者変更（40・45・50・55・60歳の過去5年間未受診者 国庫補助事業）、子宮がん検診無料クーポン券対象者変更（20・25・30・35・40歳で過去5年間未受診者 国庫補助事業）、大腸がん検診無料クーポン券終了
乳幼児健診時、健やか親子21のアンケート開始
「2歳児健康相談と歯みがき指導」事業を「2歳児歯みがきレッスン」とし、対象を1歳6か月から2歳の間とした

8月	健康長寿埼玉モデル事業「毎日1万歩運動教室」開始（埼玉県補助事業 実施期間平成27～29年度）
10月	養育支援訪問事業実施要綱の制定施行により「専門的相談支援」の他に「育児・家事援助」を開始
12月	冬期休日夜間診療開始
平成28年4月	子育て総合窓口設置（子育て支援課 保育コンシェルジュ、健康増進課 母子保健コーディネーター配置） 産後ケア事業（宿泊型）を開始 国民健康保険 保健事業「生活習慣病予防対策事業」（保険年金課）への協力として、対象者への「糖尿病重症化予防のための生活習慣改善支援プログラム」及び「未受診者への強めの受診勧奨」、「生活習慣改善支援プログラム実施後のフォロー」事業を開始（平成28・29年度） 「2歳児健康相談と歯みがき指導」事業の対象者を6か月児から未就学児までに拡大し、「歯みがきレッスン」に変更 健康管理システム「健康かるて」更新（システム改修） 乳幼児定期予防接種について償還払い対応開始 特定健康診査の個別健診対象年齢を拡大（65～74歳→40歳～74歳）
6月	自動体外式除細動器のコンビニ設置開始
10月	B型肝炎予防接種が定期化
平成29年4月	産後ケア事業に訪問看護型と訪問ヘルプ型を追加
10月	不妊治療費助成事業に不妊検査費助成を追加
平成30年1月	健康マイレージ事業を開始
3月	幸せロードマップ（健康長寿埼玉モデル事業「毎日1万歩運動教室」において作成）
4月	健康マイレージ市独自ポイント（さっちゃんポイント）付与開始 骨粗しょう症検診の対象年齢を拡大（40歳～70歳までの5歳刻みの女性に60歳以上女性、70歳以上男性を追加）
5月	各種検診WEB予約開始
12月	3歳5か月児健診に眼科屈折検査を導入
平成31年3月	健康日本21幸手計画（第3次）・幸手市食育推進計画策定
4月	不妊治療費助成事業に不育症検査費助成を追加
令和元年6月	国の風しん追加的対策として、大人の風しん抗体検査・予防接種を実施 健康日本21幸手計画推進会議を健康づくり推進会議に改める 幸手市自殺対策推進連絡会議を設置
令和2年3月	幸手市自殺対策計画策定
4月	ロタウイルス予防接種（個別接種費用の一部助成）の開始
10月	ロタウイルス予防接種が定期化
令和3年3月	パパママほっとサロン（母親学級同窓会）、集まれ！6～7か月ベビーの事業の見直しのため休止
令和4年3月	参加者の減少及び事業内容の見直しのため、むし歯予防教室（歯科健診とフッ素塗布）の休止

I 母子保健事業

1 母子健康手帳の交付

(1) 目的

妊娠届の提出時に母子手帳を交付し、妊娠から出産、育児等に関する記録をすることにより、母子の健康管理を図ることを目的とする。

(2) 対象

市内在住の妊婦

(3) 交付状況

年度	妊娠届出者数 (人)	妊娠週(月)数別内訳(人)						追加 交付 (件)	再 交付 (件)	母子 健康 手帳 発行 数 (部)
		満11週 以内 (第3月 以内)	満12～ 満19週 (第4～ 5月)	満20～ 満27週 (第6～ 7月)	満28週 以上 (第8月 以上)	分 娩 後	不 詳			
R元	230	204	21	2	2	1	0	5	10	245
R2	206	197	8	1	0	0	0	2	12	220
R3	179	169	9	1	0	0	0	1	6	186

外国籍 (再掲) (人)	外国籍内訳(人)								
	ベトナム	中国	タイ	インドネシア	パキスタン	カメルーン	モンゴル	ネパール	スリランカ
13	5	1	1	1	1	1	1	1	1

(4) まとめ

市では、母子健康手帳の交付を、妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援のスタートとして位置付け、平成28年度から子育て総合窓口で母子健康手帳の交付を行っている。子育て総合窓口では、母子保健コーディネーターによる面接及びアンケート調査を実施し、妊婦の生活環境も含めた把握と助言を行っている。

20歳未満の若年妊婦や35歳以上の初産婦等、ハイリスクと考えられる妊産婦に関して、必要時カンファレンスを実施し、立案したケアプランに沿って継続した支援を行っている。また、特にリスクがないと判断された妊婦に関しても、妊娠中期・後期には電話訪問を実施、妊婦・胎児の健康管理に役立てている。

年々妊娠届出数は減少している一方で、外国籍の人の届出人数は増加している。母国語の併記された母子手帳の交付を行い、母子の健康管理に役立てている。

2 妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査

(1) 妊婦健康診査

ア 目 的

妊娠月週数に応じた問診、診察及び検査計測により、妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、母子の健康管理のために健康診査を実施する。

イ 対 象

市内在住の妊婦

ウ 検査内容

(ア) 妊婦健康診査（14回：回によって内容が異なる）

問診及び診察、血圧、体重測定、尿化学検査、血液検査（血液型【ABO 血液型・Rh 血液型・不規則抗体検査】、梅毒血清反応検査、グルコース、血色素検査、風疹ウイルス抗体検査、HBs 抗原検査、HCV 抗体検査、超音波検査4回）、ノンストレステスト

(イ) 子宮頸がん検診（細胞診）

(ウ) ヒト免疫不全ウイルス抗体検査

(エ) B群溶血性連鎖球菌検査

(オ) ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）抗体検査

(カ) 性器クラミジア（クラミジア・トラコマチス核酸同定）検査

エ 配布方法

妊婦健康診査助成券を母子健康手帳に綴り込んで配布

オ 受診状況（単位：人）

年度	一般健診	HBs 抗原検査	HCV 抗体検査	子宮頸がん検診	HIV 抗体検査	超音波検査	GBS 検査	HTLV-1 検査	クラミジア検査
R元	2,807	224	224	219	224	836	209	233	230
R2	2,426	199	199	194	199	732	180	196	195
R3	2,416	185	185	179	184	730	180	189	201

※平成20年度から妊婦一般健康診査が2回から5回に拡充。また、受診項目に子宮頸がん、HCV抗体検査、不規則抗体検査、グルコース検査等が追加。

※平成21年度から妊婦一般健康診査が5回から14回に拡充。また、35歳以上の妊婦を対象に実施してきた超音波検査は全妊婦が1回ずつ利用可。

※平成22年度から超音波検査回数が1回から4回に拡充。また、新たな検査項目としてB群溶血性連鎖球菌検査（GBS検査）が追加。

※平成23年度から超音波検査4回分が妊婦一般健康診査の中に含まれるようになった。また、新たな検査項目としてヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）抗体検査、性器クラミジア（クラミジア・トラコマチス核酸同定）検査が追加。

※令和元年度からノンストレステストが追加。

(2) 新生児聴覚スクリーニング検査

ア 目的

聴覚障がいを早期に発見し、適切な援助を開始することによってコミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果が得られることから、出生後まもない新生児期に実施し、適切な支援につなげる。令和3年度から検査費用の助成を開始

イ 対象

市内在住の新生児

ウ 検査内容

自動 ABR 検査または OAE 検査のいずれかを実施

エ 配布方法

新生児聴覚スクリーニング検査助成券を母子健康手帳に綴り込んで配布

オ 受検状況 (単位：人)

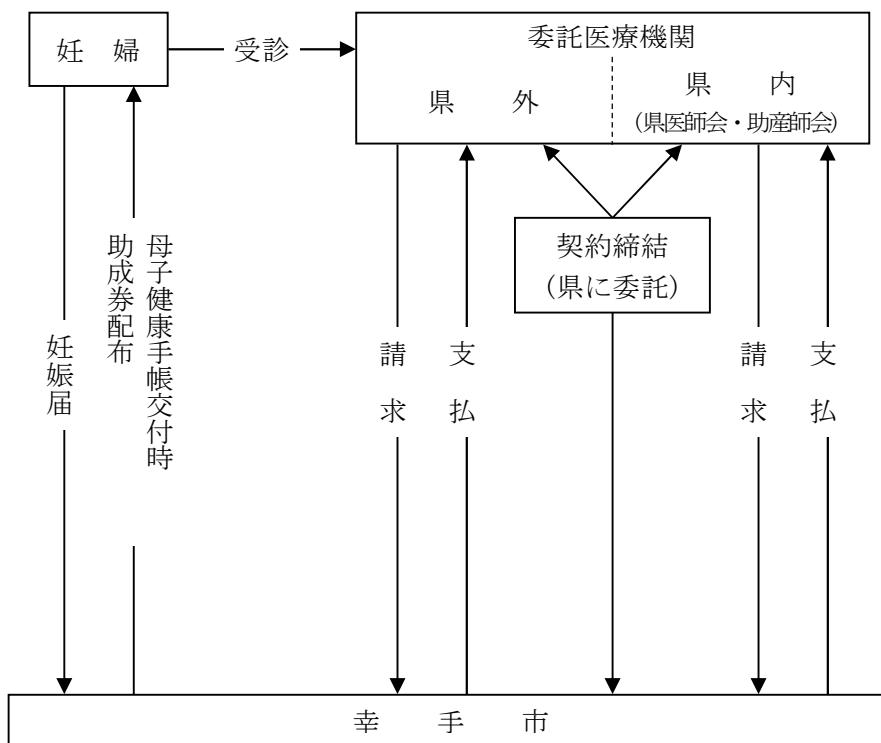
年度	自動 ABR	OAE	合計
R3	132	33	165

カ 検査結果

検査内容 (受検者)	初回検査		再検査	
	パス	リファー	パス	リファー
自動 ABR (132)	131	1	0	1
OAE (33)	33	0	0	0

※再検査でリファーとなった者については、医療機関で経過観察となっている

(参考) 妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査業務フロー



※委託医療機関以外での受診の場合、償還払い対応も実施

3 乳幼児健康診査

母子保健法に基づき、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳5か月児健診を保健福祉総合センターを会場に、集団健診として実施している。

4か月児健診と10か月児健診では、疾病・障害の早期発見や乳児の健康保持・増進、保護者の育児不安の軽減を図ることを目的とし、受診者全員に保健師の個別相談、管理栄養士の集団指導、必要な人に対して個別相談を行っている。

1歳6か月児健診と3歳5か月児健診では、生活習慣の自立、栄養その他育児に関する支援を行い、健康の保持・増進を図ることを目的とし、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達に関して経過観察が必要な幼児を早期に発見し、適切な支援に努めている。あわせて、保健師の個別相談、必要な人に管理栄養士の個別相談を行っている。

1歳6か月児健診では公認心理師が、3歳5か月児健診では公認心理師と家庭児童相談員が、育児や幼児の精神発達に関する個別相談を実施している。

(1) 4か月児健康診査

ア 実施方法

(ア) 実施日 年12回

(イ) スタッフ 小児科医、保健師、助産師、管理栄養士、事務

イ 内容

問診、身体計測、小児科医の診察、育児相談、離乳食の話、ブックスタート

ウ 受診状況

(ア) 受診者数及び受診率

区分	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
男	109	106	97.2
女	93	91	97.8
合計	202	197	97.5

(イ) 年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
R元	195	187	95.9
R2	199	183	92.0
R3	202	197	97.5

エ 身体発育値別受診者数(標準値を除く)(単位:人)

身長						体重					
10パーセント以下			90パーセント以上			10パーセント以下			90パーセント以上		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
9	7	16	7	4	11	10	6	16	13	9	22

オ 健診の判定区分

	異常なし	要経過観察	要精検	要医療	既医療	合計
人数(人)	132	32	2	6	25	197
割合(%)	67.0	16.2	1.0	3.1	12.7	100

要経過観察内訳 (32件)	要精検内訳 (2件)	要医療・既医療内訳 (31件)
<ul style="list-style-type: none"> ・定頸不十分・斜視疑い ・眼脂・鼻涙管閉塞 ・体重増加不良・色素性母斑 ・扁平母斑 ・股関節開排制限 ・移動性睾丸・停留精巣 	<ul style="list-style-type: none"> ・股関節開排制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・湿疹・難聴 ・新生児痙攣 ・斜頸・血腫 ・体重増加不良 ・心身中隔欠損 ・下痢

※重複あり

(2) 10か月児健康診査

ア 実施方法

(ア) 実施日 年10回

(イ) スタッフ 小児科医、保健師、助産師、管理栄養士、事務

イ 内容

問診、身体計測、小児科医の診察、育児相談、離乳食の話

ウ 受診状況

(ア) 受診者数及び受診率

区分	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
男	82	80	97.6
女	115	111	96.5
合計	197	191	97.0

(イ) 年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
R元	208	187	89.9
R2	200	181	90.5
R3	197	191	97.0

エ 身体発育値別受診者数(標準値を除く)(単位:人)

身長						体重					
10パーセント以下			90パーセント以上			10パーセント以下			90パーセント以上		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
13	7	20	11	5	16	7	3	10	16	10	26

オ 健診の判定区分

	異常なし	要経過観察	要精検	要医療	既医療	合計
人数(人)	147	13	8	2	21	191
割合(%)	77.0	6.8	4.2	1.0	11.0	100

要経過観察内訳 (13件)	要精検内訳 (8件)	要医療・既医療内訳 (23件)
<ul style="list-style-type: none"> ・湿疹・体幹が柔らかい ・移動性辜丸 ・つかまり立ちをしない ・四つ這いをしない ・身長伸びがゆるやか ・体重過多 ・体重増加不良 	<ul style="list-style-type: none"> ・心雑音 ・斜視疑い ・頭囲拡大 ・右顔色素性母斑 ・つかまり立ちをしない ・四つ這いをしない ・座位が不安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・湿疹 ・便秘 ・血管腫 ・左頸部のしこり ・右足首の可動域 ・臍ヘルニア

※重複あり

(3) 1歳6か月児健康診査

ア 実施方法

(ア) 実施日 年10回

(イ) スタッフ 小児科医、歯科医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、公認心理師、事務

イ 内容

問診、身体計測、小児科医の診察、歯科診察、育児相談、心理相談

ウ 受診状況

(ア) 受診者数及び受診率

区分	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
男	119	113	95.0
女	107	104	97.2
合計	226	217	96.0

(イ) 年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
R元	208	198	95.2
R2	249	230	92.4
R3	226	217	96.0

エ 健診の判定区分

	異常なし	要経過観察	要精検	要医療	既医療	合計
人数(人)	206	11	0	0	0	217
割合(%)	94.9	5.1	0	0	0	100

要経過観察内訳 (11件)	要精検内訳 (0件)	要医療・既医療内訳 (0件)
<ul style="list-style-type: none"> ・歩行しない・移動性睾丸 ・乳房のふくらみ ・体重増加不良 ・精神発達遅延 ・身長伸びがゆるやか 		

※重複あり

オ 歯科健診状況 (単位: 人)

受診者数	むし歯のある児	罹患率 (%)	むし歯総本数	1人平均むし歯数	咬合異常人数
217	3	1.4	9	0.04	6

※1人平均むし歯数=むし歯総本数÷受診者数

カ 歯みがき指導

指導者数 217人

内容 歯科衛生士によるグループごとの集団指導(歯みがき指導及びむし歯予防に関する話)を実施。個別のブラッシング指導については、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から未実施。

キ 心理相談

相談件数 19件

内容 公認心理師による個別相談(発達、言葉、情緒面、兄弟姉妹とのかかわり方、児とのかかわり等)

(4) 3歳5か月児健康診査

ア 実施方法

(ア) 実施日 年10回

(イ) スタッフ 小児科医、歯科医師、保健師、看護師、助産師、管理栄養士、公認心理師、家庭児童相談員、歯科衛生士、事務

イ 内容

問診、身体計測、小児科医の診察、歯科診察、育児相談、心理相談、尿検査、聴力検査、視力検査(ランドルト環・スポットビジョン)、歯科講話

ウ 受診状況

(ア) 受診者数及び受診率

区 分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受 診 率 (%)
男	114	105	92.1
女	112	105	93.8
合 計	226	210	92.9

(イ) 年度別受診状況

年 度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受 診 率 (%)
R 元	284	261	91.9
R2	258	248	96.1
R3	226	210	92.9

エ 健診の判定区分

	異常なし	要経過観察	要 精 検	要 医 療	既 医 療	合 計
人 数(人)	176	3	30	0	1	210
割 合(%)	83.8	1.4	14.3	0	0.5	100

要経過観察内訳(3件)	要精検内訳(30件)	要医療・既医療内訳(1件)
<ul style="list-style-type: none"> ・体重増加不良 ・身長伸びがゆるやか ・斜頸 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜視疑い ・眼科屈折検査陽性 ・発達遅延 ・内反足 	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性難聴

※重複あり

オ 歯科健診状況

(単位：人)

受診者数	むし歯の ある児	罹 患 率 (%)	む し 歯 総 本 数	1 人 平 均 む し 歯 数	咬 合 異 常 人 数
210	26	12.4	105	0.5	22

(再掲)

むし歯の ある児	むし歯の本数					
	1本	2本	3本	4本	5～9本	10本以上
26	5	7	4	4	4	2

※1人平均むし歯数＝むし歯総本数÷受診者数

カ 眼科検査実施 (単位:人) ※スポットビジョンは、平成30年12月から実施。

	ランドルト環	異常なし	異常あり	実施できず
スポットビジョン		192	2	16
異常なし	186	179	0	7
異常あり	24	13	2	9
実施できず	0	0	0	0

(ア) スポットビジョンにおける精検受診結果	(イ) 受診結果(経過観察・要治療)内訳
異常なし 3人	屈折異常 15人
未受診 3人	斜視 2人
経過観察 14人	弱視 3人
要治療 1人	その他 1人
既医療 3人	
計 24人	※重複あり

キ 歯みがき指導

指導者数 210人

内容 歯科衛生士によるグループごとの集団指導(歯みがき指導及びむし歯予防に関する話)を実施。個別のブラッシング指導については、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から未実施。

ク 心理相談

相談件数 21件

相談内容 公認心理師による個別相談(発達、言葉、情緒面、落ち着きの無さなど)

ケ 家庭児童相談員による相談

相談件数 6件

相談内容 発達、言葉、育児(こだわり、育児不安等)などの個別相談

(5) まとめ

健診における児の成長発達及び家庭状況等の確認は、子どもたちの健康増進を図るうえで重要である。しかし、年齢が高くなるにつれて健診の未受診率は高くなっている現状がある。未受診児と虐待の関係も示唆されていることから、未受診児に対しては保健師による訪問を実施し、児の発達発達や家庭環境等を確認、不在者に対しては、こども支援課と連携し、情報の把握を行っている。

健診時の相談では、保護者から言葉が遅い、多動など、発達に心配がある内容が増加している。そのため、1歳6か月児健診では、M-CHAT(乳幼児期自閉症チェックリスト)の一部を問診票に取り入れ、早期発見・早期介入に努めている。さらに、育児不安が強い保護者や、発達の心配がある児に対しては、保健師だけでなく公認心理師・家庭児童相談員等の専門職からも育児の相談・助言を行っている。

また、健診後も状況確認や相談を要する者に対し、地区担当保健師が関わりを行い、かるがも相談や発達相談を紹介するなど、必要なサービスへつなぎ、継続的な支援を行

っている。その他、子育て総合窓口と児の状況や保護者の育児能力に合わせ、適切な情報を共有・連携することで児の健康増進と保護者の不安の軽減に努めている。

歯科健診の状況においては、乳幼児期よりむし歯の予防方法やかかりつけ医を持つことを周知しているが、1歳6か月健診から3歳5か月児健診の間に罹患率が増加している。そのため、令和4年度からは、むし歯予防の周知とともに、むし歯のある児に対しては、歯科精密検査用紙を発行し受診勧奨を行っていく予定である。

4 歯科保健事業

(1) むし歯予防教室（歯科健診とフッ素塗布）

ア 目的

歯科保健に関する正しい知識と技術の普及を図るとともに、定期的なフッ素塗布によるむし歯の予防を図る。

イ 実施方法

(ア) 対象 2歳6か月～未就学児

(イ) 実施日 8月26日、11月25日、2月24日（予約制）

※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため5回実施する予定が2回中止

(ウ) スタッフ 歯科医師、歯科衛生士、保健師、管理栄養士

ウ 内容

歯科医師による歯科健診と歯科衛生士によるフッ素塗布

エ 実施状況（単位：人）

年度	2歳半～3歳未満	3歳～4歳未満	4歳～5歳未満	5歳～6歳未満	6歳～就学前	合計
R元	35	10	8	3	0	56
R2	23	5	6	2	1	37
R3	33	8	1	4	1	47

オ まとめ

フッ素塗布は定期的に行うことで効果的にむし歯を予防することができ、幼児期からのむし歯予防の習慣としても重要である。しかしながら、1回の実施における参加者数も減少していることから今年度で当事業は一旦中止とすることとした。

今後は乳幼児健診時の歯科衛生士の講話等によりかかりつけ歯科医を持つことの重要性について説明し、定期的な歯科受診の促進を行いむし歯予防につなげていきたい。

5 健康相談

(1) 乳幼児健康相談

ア 目的

全ての乳幼児を対象に心身ともに健全に成長し、健康の維持増進の支援を図る。

イ 実施方法

(ア) 実施日 火曜日（祝祭日及び他事業実施日を除く）、予約制

(イ) スタッフ 保健師、管理栄養士

ウ 実施状況（単位：人）

年度	実施回数	妊 婦		乳 児		幼 児		児 童		合 計		
		初 回	再	初 回	再	初 回	再	初 回	再	初回	再	合計
R元	25	0	0	74	104	63	107	1	0	138 (39.5%)	211	349
R2	24	0	0	57	49	24	47	0	0	81 (45.8%)	96	177
R3	24	0	0	59	44	43	53	0	0	102 (51.3%)	97	199

エ 相談内容（延べ件数）（単位：件）※ 重複あり

年度	栄養	育児健康	発育発達	歯科	予防接種	ことば	その他	合 計
R元	85	63	334	6	12	30	60	590
R2	80	66	169	9	8	18	33	383
R3	52	32	176	4	2	21	15	302

オ まとめ

令和元年度より新型コロナウイルス感染拡大予防を踏まえ、完全予約制として事業を行っている。

利用者としては、希望相談のほか、乳幼児健診で経過観察となった児の確認で来所している。また、子育て総合窓口で把握した育児不安のある養育者や発育発達が心配な児に対する確認の場ともなっている。

今後も、育児不安の軽減や児の発育発達について気軽に相談できる場の1つとして、他事業との連携を踏まえて実施していく必要がある。

(2) かるがも相談（公認心理師による心理相談）

ア 目的

児の発達面及び児への関わり方に心配のある保護者に対して、公認心理師による個別相談を行うことで、乳幼児健診等の事後フォロー及び養育者の負担の軽減を図る。

イ 実施方法

- (ア) 実施回数 年12回(予約制)
- (イ) スタッフ 公認心理師・保健師

ウ 実施状況

年度	回数(回)	相談者数(人)	
		実数	延数
R元	12	16	20
R2	10	21	23
R3	12	16	21

オ 相談内訳

実数の内訳	人数(人)
健診フォロー(発育発達、情緒面、育児不安等)	1
情緒面(落ち着きのなさ・暴言・人見知り等)	14
育児(養育者の不安、ストレス等)	13

カ まとめ

乳幼児健診時における心理相談後のフォローを中心に始められた相談だが、その他の事業や、地区担当保健師からの案内、または養育者からの直接の相談申込みも多く、児の発達面の心配や養育者のメンタル面における支援の場となっている。

相談後は、相談内容や児の状況に応じて、「乳幼児発達相談」や「母と子の幼児学級」等の事業への必要性を含めて支援方針を検討し、つなぐ事業としての役割を担っている。

(3) 乳幼児発達相談

ア 目的

主に発育発達において経過観察を要する児とその養育者に対しての発育発達の見極めと日常生活での関わり方を助言・サポートして育児支援を図ることを目的とし実施している。

イ 実施方法

- (ア) 対象 乳幼児健康診査や相談等において経過観察が必要な児とその親。心身の発育発達面で境界域の児、またその疑いのある児とその養育者
- (イ) 実施回数 年12回
- (ウ) スタッフ 小児科医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師
- (エ) 方法 小児科医の総合判断、理学療法士、作業療法士による発達の確認と日常生活指導、言語療法士によることばの発達相談、保健師による育児相談

ウ 実施状況

年度	回数	来所者数		内容（延べ件数）				結果			
		実数	延数	医師 診察	理学療 法士	作業療 法士	言語聴 覚士	相談 終了	相談 継続	他機関 紹介	就学 転出
R元	12	56	112	40	35	32	40	10	17	17	12
R2	10	44	97	28	24	33	36	3	25	14	2
R3	12	39	96	14	14	36	40	17	67	3	6

エ まとめ

発達相談を利用する経緯としては、乳幼児健診やわかるがも相談等の事業から支援が必要な対象者へ紹介する場合や養育者が相談を希望するが多い。

相談としては、運動発達の遅れ・集団行動がとれない・言葉が遅いといった内容が主であり、作業療法士と言語聴覚士のニーズが高い。継続相談を実施し、養育者の不安を軽減するほか、必要な時期に医療機関や児童発達デイサービスの利用等などにつなぎ、児の発育発達を促せる場として事業を継続していく必要がある。

また、これまで医師診察を行っていたが、医師の診察や紹介状を必要とするケースについては、今後はかかりつけ医へ依頼し、継続的に医療とつながっていけるような体制を整えていく予定である。

6 健康教育

(1) パパママ教室

ア 目的

妊娠・分娩・育児に関する基本的な知識、技術を学び、子育て不安の軽減を図るとともに、妊婦同士の仲間づくりができる場を提供する。

イ 実施方法

(ア) 対象 妊婦とその家族

(イ) 実施日 年3コース（予約制）春コース、秋・冬コース（各4日間）

※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、冬コースについては、動画配信で対応（期間：令和4年3月18日～令和4年4月30日）。

ウ 内容

区分	内 容	コース			スタッフ
		春	秋	冬	
1日目	妊娠の生理と異常 その対策 オリエンテーション 自己紹介	5/25 開催	10/1 開催	動画配信	産婦人科医 保健師
2日目	歯科講話 歯科健診 妊婦さんの食生活	5/27 開催	10/7 開催	動画配信	歯科医 助産師
3日目	お産の準備 おっぱいの話 妊婦体操 呼吸法	6/3 開催	10/14 開催	動画配信	助産師
4日目	赤ちゃんのおふろ実習 パパ準備講座（妊婦体験 や出産に向けての話）	6/6 開催	10/17 開催	動画配信	保健師

エ 実施状況（カッコ内は実人員）（単位：人）

年度	妊婦	夫	その他(妊婦の母他)	合計
R元	161(77)	49(41)	1(1)	211(119)
R2	45(22)	20(9)	1(1)	66(32)
R3	91(46)	28(18)	5(3)	124(67)

オ まとめ

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、冬コース開催についてはパパママ教室の動画配信で対応した。アンケート結果から、共働きのため平日の参加が難しい、全て土日開催にしてほしいという意見があった。参加できない対象者や自宅でも受講ができるよう動画やオンライン配信等の開催方法を検討していく必要がある。

今後の課題として、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、育児の孤立化が進んでいる。妊娠中から、育児の不安や孤独を軽減するために、パパママ教室卒業後の同窓

会を開催するなど、地域での仲間づくりをすることで交流できる機会を設けることを検討する。

(2) 離乳食講話

ア 目的

乳幼児の健全な発育と離乳期における母親の不安を解消することを目的に実施。離乳期の食事が適切に与えられるように、作り方や進め方を講義や調理実演を通して学び、不安の解消につなげている。

イ 実施方法

- (ア) 対象 4か月児健康診査対象児とその親
- (イ) 実施日 年12回（4か月児健康診査の際に実施）
- (ウ) スタッフ 管理栄養士

ウ 内容

離乳食の進め方について、離乳食の調理実演

エ 実施状況

年 度	参加者数
R2	183
R3	197

オ まとめ

離乳食講習会として離乳食の進め方について、離乳食の調理実演・試食・交流会を生後3か月～6か月の子どもを持つ母親を対象に各月実施していたが出生数の減少のほか、インターネット等で手軽に子育てに関する情報が収集できるようになった影響からか、参加者数は減少傾向にあった。そのため令和2年度から4か月児健康診査に組み込む形で実施。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の関係で試食などは難しい状況であったが、調理したものを、講話内で見せてフードモデルではわからない質感などが伝えられた。

今後については、離乳食開始後の保護者の悩みに対応できるよう、離乳食のステップアップの時期に保護者へ情報提供できるよう対応を考えていく必要がある。

(3) 集まれ！のびのび教室（小児生活習慣病予防教室）

ア 目的

生活習慣病予防のため、運動・食生活についての講義と実技を通じて生活習慣・食習慣を見直すと共に小児肥満に関する意識の啓発と知識の普及を図る。

イ 実施方法

- (ア) 対象 市内小学校の児童（主に小学4年生）とその保護者
- (イ) 実施校
 - a 運動・栄養講習実施校（年5校）
上高野小学校3年、さくら小学校、吉田小学校、八代小学校、権現堂川小学校
 - b 栄養講習実施校（年5校）
上高野小学校4年、長倉小学校、行幸小学校、さかえ小学校、幸手小学校
- (ウ) スタッフ 健康運動指導士、管理栄養士

ウ 内 容

運動と食生活についての講話と実技

エ 実施状況 (単位：人)

	実施日	実施校	子ども	その他	計
運動・栄養講習実施校	6月14日	上高野小3年	51	3	54
	6月17日	さくら小	71	4	75
	9月29日	吉田小	3	6	9
	11月17日	八代小	28	4	32
	11月22日	権現堂川小	9	9	18
栄養講習実施校	6月15日	上高野小4年	56	3	59
	7月9日	長倉小	86	4	90
	7月15日	行幸小	64	3	67
	9月17日	さかえ小	16	17	33
	11月30日	幸手小	44	4	48
合計 10回					485

オ まとめ

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の措置をとり市内全校で実施。例年のように体育館に学年全体で集まることが難しかったため、複数のクラスがある学校ではクラス単位の入れ替え制で2時間講話を教室で運動実技を体育館で行うなど学校の感染対策に沿って事業を実施した。

新型コロナウイルスの影響で学校や家庭での過ごし方も大きく変化しているが、引き続き市内小学校関係者と協力し、子どもの肥満予防に関する食事や運動などの生活習慣を広める事業を実施していきたい。

(4) その他(自主グループ支援、講師派遣、臨時健康教育)

ア 目的

講師依頼のあった団体に出向くなどして、対象者のニーズにあわせた健康教育を行うことで子どもの成長、発達に合った健康づくりの支援を図る。

イ 実施状況

実施日	内 容	対象者	場 所	参加者数	派 遣 スタッフ
依頼がないため未実施					

ウ まとめ

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、臨時健康教育の依頼はなく未実施であった。市民が活動している場で関心の高いテーマで実施することができるため、活用してもらえるよう今後も引き続き出前講座をPRしていきたい。

7 保健指導

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

ア 目的

新生児・乳児における異常の早期発見及び養育者の育児不安の軽減を目的とする。

イ 実施方法

(ア) 対象 市内在住の生後4か月までの乳児とその家族

(イ) 方法

生後4か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭に、母子保健推進員（助産師・保健師）又は常勤保健師が訪問し、児の発育発達、産婦の健康状態及び養育環境を確認し、育児、生活についての相談、指導を実施する。

ウ 実施状況

年度	出生数(人)	訪問実数(人) ()内は母子保健推進員訪問件数	訪問率(%)
R元	230	218 (159)	94.7
R2	189	184 (158)	97.4
R3	183	182 (170)	99.5

※訪問実数＝乳児実人数であり、双子家庭を訪問した場合2人とする

※出生数は市民課月次報告の各年度、4月から翌年3月までの合計数。

エ まとめ

全戸訪問に努めており、ここ数年の訪問率は平均97.2%となっている。訪問にあたっては、出生連絡票をもとに子育て総合窓口の母子保健コーディネーターが面接等で妊娠期の経過や育児状況を確認のうえ、訪問時期や支援方法を判断している。

妊娠期から継続支援が必要な産婦や低出生体重児など、ハイリスクの家庭に対しては、早期の訪問を行っている。

家庭訪問を行うことで、養育環境を把握することができ、状況に合わせた育児情報の提供や相談・助言につなげることができる。また、電話や面接に比べ、家庭環境をより把握しやすいため、虐待リスクを早期に把握できる。そのため、引き続き訪問率を維持し、養育者の不安軽減及び乳児の健康の保持・増進に努めていく。

(2) 母子保健訪問・面接指導

①妊婦訪問・面接

ア 目的

妊婦に対して安心して出産、育児できるよう相談、指導を行い母体の健康の確認及び精神的支援を図る。

イ 実施方法

(ア) 対象 妊娠届出をした妊婦で、高齢出産・10代の出産・未婚・妊娠届出が22週以降・多胎等のハイリスク者

(イ) 方法 ハイリスク妊婦に対し、保健師が訪問又は面接

ウ 内容

妊娠期の健康状態や出産準備について相談・指導、母親学級参加等をすすめ、継続支援を行う。

エ 実施状況 (単位：人)

年度	ハイリスク妊婦対象者数	訪問実数	訪問延数	面接実数	面接延数
R元	—	6	10	10	10
R2	26	3	3	9	9
R3	21	2	2	2	2

オ まとめ

平成28年度に子育て総合窓口が開設され、妊娠届出時に全ての妊婦と面接を行っている。その中で継続支援が必要な妊婦には支援プランが作成され、プランに基づき保健師の訪問や面接をしている。子育て総合窓口の母子保健コーディネーターによる訪問や面接も増えていることから、保健師による訪問件数が減少傾向となっている。

ハイリスク妊婦対象者や支援人数については、各年度でばらつきがあるが、子育て総合窓口と連携し、訪問や面接、電話相談等の支援を継続し、妊娠・出産・育児が安心して行える体制を整えていくことが必要である。

②乳幼児等訪問指導

ア 目的

支援の必要な乳幼児のいる家庭を訪問し、その養育者への指導や育児環境等の把握を行うことで、心身の異常の早期発見、育児不安の軽減を図り、乳幼児の健全な発達を促し、適切な養育環境の確保に繋げることを目的とする。

イ 実施方法

(ア) 対象 乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等により経過観察となった児、乳幼児健診未受診児

(イ) 方法 担当地区の保健師が対象宅を訪問し、保健指導・育児相談を実施する

ウ 実施状況 (単位：人)

年度	新生児		未熟児		乳児		幼児		その他	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
R元	30	31	4	5	226	263	27	98	3	5
R2	21	23	13	13	220	271	23	64	2	2
R3	5	7	0	0	28	53	24	72	2	3

※令和2年度までは、母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の訪問人数も計上。令和3年度は除いて計上しているため、乳児の訪問人数が減少。

エ まとめ

新型コロナウイルス感染症の影響を懸念し訪問を辞退する家庭や、訪問の受け入れ自体を拒否する家庭も見受けられる。訪問対象となる家庭は、発育発達の確認が必要な場合や健診未受診者、養育環境に心配があるなど、ハイリスクである可能性が高い。そのため、訪問の必要性や保健師の役割を理解してもらい、養育者の不安軽減と子どもたちの健全な成長発達の支援に努める必要がある。

(3) 養育支援訪問事業

ア 目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、もしくは保護者に看護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者または出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

イ 実施方法

(ア) 対象

- a 若年の妊婦、妊婦健康診査の未受診、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- b 出産後間もない保護者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- c 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待の恐れやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- d 児童養護施設等の通所または里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- e その他市長が必要と認める者

(イ) 方法 対象家庭に訪問・派遣し、以下の区分により、心身の健康や養育に関する相談・指導及び育児・家事等の援助を行う

- a 専門的相談支援：保健師、助産師、看護師等
- b 育児・家事援助：訪問支援の内容等について必要な研修を受講したホームヘルパー等

ウ 実施状況

a 専門的相談支援

年 度	訪問実数 (人)	延べ人数 (人)
H30	19	65
R 元	41	97
R 2	19	72
R 3	40	69

※前項②乳幼児等訪問指導件数の中から、より養育支援が必要となる家庭への訪問を計上（一部重複あり）

b 育児・家事援助

年 度	訪問実数 (人)	延べ回数 (回)
H30	1	47
R 元	1	17
R 2	0	0
R 3	1	29

エ まとめ

若年妊婦や経済的な不安、メンタルの既往歴がある、育児能力が低い等、養育環境に心配のある家庭が増えている傾向にある。そのため、早期に養育支援家庭を把握し、訪

問や必要なサービスにつなげられるよう、子育て総合窓口と連携し、切れ目ない支援体制を整えている。また、支援計画や訪問状況をこども支援課（要保護児童対策協議会）と情報共有し、定期的に適切な支援が行えるよう対応している。

しかしながら、訪問の受け入れや育児・家事援助の導入が難しい家庭もあることから、信頼関係を構築しながら、養育者の負担軽減や児の健全な成長を確保できるよう、引き続き支援に努めていく必要がある。

(4) 母と子の幼児学級（こども支援課主管）

ア 目的

就学前のことばの遅れや身辺自立の遅れがみられる等、心身の発達に心配のある児や育児不安をもつ親に対し、小集団でのあそびと個別相談を通じて関わり方を学び、発達を促すとともに、親同士の交流により育児不安の軽減を図る。

イ 実施方法

- (ア) 対象 乳幼児健康診査や相談等において経過観察が必要な幼児とその保護者、育児不安のある親とその幼児
- (イ) 実施日 月2回（ただし、4・12・3月は月1回実施）
- (ウ) スタッフ 言語聴覚士、臨床心理士、保健師、家庭児童相談員、保育士、市担当職員

ウ 実施状況

年度	実施回数（回）	延べ参加者数（実人数）（人）
R元	19	175（38）
R2	19	87（19）
R3	21	114（21）

(5) ことばの教室（こども支援課主管）

ア 目的

母と子の幼児学級等のなかで、言語聴覚士による経過観察が必要な幼児及び保護者に対し、継続的個別指導を行い、幼児の発達の促進を図る。

イ 実施方法

- (ア) 実施日 平成29年度まで月2回（ただし、4月・7月は3回）
平成30年度から月3回に増加
- (イ) スタッフ 言語聴覚士

ウ 内容

個別指導、カンファレンス

エ 実施状況

年度	実施回数（回）	延べ参加者数（実人数）（人）
R元	36	257（100）
R2	36	242（76）
R3	36	235（96）

8 子育て総合窓口

(1) 目的

妊婦や子ども及びその保護者に対して、施設や地域の子育て支援についての情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行うことで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるようにする。

(2) 実施方法

子ども・子育て支援法に位置づけられている利用者支援事業に基づき、平成28年度から窓口「母子保健型」に母子保健コーディネーター（助産師）を、「特定型」に保育コンシェルジュ（保育士）を配置している。

窓口は健康増進課と子ども支援課の中間にあり、健康増進課では母子保健型を担当している。

ア 対象 妊産婦、乳幼児、子どもが就学するまでの保護者

イ スタッフ 母子保健コーディネーター（助産師） 1人

ウ 開設日時 土日祝・年末年始を除く平日 午前8時30分から午後5時15分
（母子保健コーディネーターは午前9時から午後5時勤務）

エ 内 容

(ア) 全ての妊婦を対象に面接を行い、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握

(イ) 母子保健に関する地域の情報提供

(ウ) 出産、育児等子育てに関する相談に対する助言・指導

(エ) 心身の不調や育児不安があるなど継続支援が必要な者に対する支援プランの作成

(オ) 関係機関との連携による支援

(3) 実施状況（単位：人）

年度	妊婦		産婦		乳幼児		保護者		その他		計	
	対応者数	(再)支援プラン作成数	対応者数	(再)支援プラン作成数	対応者数	(再)支援プラン作成数	対応者数	(再)支援プラン作成数	対応者数	(再)支援プラン作成数	対応者数	(再)支援プラン作成数
R元	251	21	52	52	99	99	0	0	0	0	402	172
R2	226	18	64	22	118	25	0	0	0	0	408	65
R3	768	16	267	14	478	32	127	0	12	1	1,652	63

※令和3年度より、集計方法を変更し、実施計画調書の目標数と整合性を合わせた延べ人数を計上。

(4) まとめ

全ての妊婦に対し、妊娠届出時の面接、妊娠中期・後期の電話連絡を行うことで、妊娠中からの経過が把握でき、出産後の支援につなぐことができている。また、妊娠期から子育て期を通して同一の担当コーディネーターが相談窓口となるため、信頼関係を築きながら切れ目のない支援を提供することが可能となっている。

窓口での電話相談や面接だけでなく、必要な家庭にはアセスメント訪問も行っており、実際の養育環境を確認しながら育児に関する情報提供・助言を行っている。

令和4年度からは、保育コンシェルジュの役割が「特定型」から「基本型」となり、「こども家庭総合支援拠点」が設置される予定である。親子を取り巻く環境が変化する中で、相談内容も多岐に渡っていることから、今後は新たな体制のもと、関係者との連携を図り、身近な相談窓口として機能し、安心した子育てが行えるよう重要な役割が求められる。

9 産後ケア事業（宿泊型・訪問型）

(1) 目的

出産後退院して間もない時期に、家族等から十分な支援を受けられない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう、専門的な支援を提供する。

平成29年度から事業を開始し、訪問ヘルプ型については令和2年度まで実施。

(2) 実施方法

ア 対象 体調不良や育児不安等があり、産後の経過に応じた休養や育児のサポートが受けられない者で、「宿泊型」は産後4か月未満までの産婦及びその乳児、「訪問型」は産後1年未満の産婦及びその乳児。

イ 場所・内容・利用限度

種類	場所	内容	利用限度（1回の出産あたり）
宿泊型	契約産科医療機関：1か所 ・ワイズレディスクリニック	育児サポート (育児相談や授乳指導、 沐浴指導等)	7日まで
訪問型	契約助産所：4か所 ・大林助産所、 ・かめま田島助産所 ・竹内助産師 ・めぐりの森助産院	母子のケア (体重チェック等)	7回まで

(3) 実施状況

年度	① 宿泊型		② 訪問型		③ 訪問ヘルプ型	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用回数
H29	0人	0日	5人	9回	1人	1回
H30	0人	0日	9人	21回	3人	48回
R元	0人	0日	3人	6回	1人	27回
R2	0人	0日	6人	12回	0人	0回
R3	0人	0日	10人	25回	—	—

(4) まとめ

妊娠期から切れ目のない支援を補完する事業の1つとして、母子健康手帳交付時や出生届の際に母子保健コーディネーターが養育状況等を把握し、スムーズに利用できるよう案内を行っている。また、出産した医療機関や、こんにちは赤ちゃん訪問事業等からの情報から利用につながるケースもいる。

宿泊型については、利用を検討する対象者はいるが、ここ数年の実績はない。一方、訪問型については、授乳や発育に関して不安を持つ産婦が多く、専門的な相談、指導を気軽に受けることが可能であるため、令和3年度の利用者は増加した。また、継続した利用を希望する者が半数以上おり、利用することで育児不安の解消と今後の安心感につながったとの声が聞かれている。

今後も、対象者のニーズを踏まえながら、安心して育児が行えるよう産後ケアのメニューを検討していきたい。

10 不妊検査費・不育症検査費・不妊治療費助成事業

(1) 目的

不妊検査や不育症検査、不妊治療を行っている夫婦に対し、検査や治療に要する費用の一部を助成することで、子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減し、検査や治療を受ける機会を増大させることにより、少子化対策及び子育て支援の推進を図る。

平成27年度から埼玉県不妊治療費助成金の上乗せとして不妊治療費の助成を、また平成29年10月から不妊検査費の助成を、令和元年度から不育症検査費の助成を開始した。

(2) 対象

ア 不妊検査費助成

次の全てを満たすもの

- (ア) 夫婦の一方又は双方が幸手市に住民登録をしているもの
- (イ) 不妊検査の開始日に妻の年齢が43歳未満であること
- (ウ) 市税などの滞納をしていないこと
- (エ) 埼玉県内の他市町村で不妊検査費助成を受けていないこと

イ 不育症検査費助成

次の全てを満たすもの

- (ア) 夫婦の一方又は双方が幸手市に住民登録をしているもの

- (イ) 不育症検査の開始日に妻の年齢が43歳未満であること
- (ウ) 2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある、
又は医師から不育症の判断があること
- (エ) 市税などの滞納をしていないこと
- (オ) 埼玉県内の他市町村で不育症検査費助成を受けていないこと

ウ 不妊治療費助成

次の全てを満たすもの

- (ア) 夫婦の一方又は双方が幸手市に住民登録をしているもの
- (イ) 埼玉県不妊治療費助成事業の支給を受けているもの
- (ウ) 市税などの滞納をしていないこと

(3) 助成内容

ア 不妊検査費

埼玉県の指定医療機関もしくは助成対象医療機関において夫婦で受けた検査で、どちらか早い検査開始日から1年以内のものについて、夫婦1組につき1回限り、2万円を限度として助成。(特定不妊治療の一環として受ける検査は対象外)

イ 不育症検査費

埼玉県の指定医療機関もしくは助成対象医療機関において夫婦で受けた検査で、どちらか早い検査開始日から1年以内のもの、又は妻のみが受けた検査で検査開始日から1年以内のものについて、夫婦1組につき1回限り、2万円を限度として助成。(特定不妊治療の一環として受ける検査は対象外)

ウ 不妊治療費

不妊治療に関する検査・治療・投薬等の費用のうち、医療保険の適用がない自己負担分に対して、埼玉県不妊治療費助成金を控除した額について、夫婦1組に1回10万円を限度として助成する。

(4) 実施状況 (単位：件)

年度	不妊検査費	不育症検査費	不妊治療費	
	助成実数	助成実数	助成実数	助成延数
R元	7	0	15	30
R2	3	1	14	25
R3	12	1	20	27

(5) まとめ

不妊検査費、不妊治療費の助成は、令和2年度に比べて件数が増加した。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大のため、埼玉県においても緊急事態宣言が発出された期間はあったものの、令和2年度に比べて感染状況が比較的落ち着いている時期もあったことから、医療機関の受診を控えていた人が検査や治療を開始したと推察される。

令和4年度からは、不妊治療が保険適用となり、事業概要に変更が生じるため、対象者に必要な情報を分かりやすく提供していく必要がある。



Ⅱ 成人保健事業

1 健康相談

(1) 所内成人健康相談

ア 目的

市民の健康に関する悩みや不安を解消するための相談窓口として実施している。

イ 実施方法

- (ア) 対象 市内の成人
- (イ) 実施日 毎月1回（金曜日）
- (ウ) スタッフ 保健師
- (エ) 相談内容 血圧測定、尿検査、保健指導、体組成測定

ウ 実施状況

(ア) 回数及び相談者数

年度	回数(回)	相談者数(人)
R元	14 (含随時2)	30
R2	14 (含随時3)	46
R3	14 (含随時2)	91

(イ) 年齢別相談者数 (単位：人)

年度	40歳未満	40～64歳	65歳以上	合計
R元	0	0	30	30
R2	0	3	43	46
R3	0	11	80	91

(ウ) 主な相談内容内訳（重複相談含む） (単位：件)

年度	重点健康相談						総合健康相談
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	骨粗しょう症	女性の健康	病態別	
R元	1	4	6	0	0	0	25
R2	4	0	2	0	0	0	40
R3	1	3	2	2	0	0	94

エ まとめ

保健師による健康相談については、自身の健康管理のため毎月利用している人に加え、随時相談や健康診断後の結果の説明を聞くために利用する人がいる。

昨年度より体組成測定を健康相談と併せて実施。特定健診保健指導対象者や運動教室修了者が健康づくりのバロメーターとして活用するよう紹介したところ、利用者が増えている。今後も、個々の状況に対応して月1回の定期相談と随時相談を行っていく。

(2) 食生活相談（所内栄養相談）

ア 目的

健康相談と合わせて、食生活改善を希望する人が管理栄養士による相談を利用できる

ように、平成6年度から毎月1回、予約制で実施している。自分自身の食習慣を振り返り、食への知識習得や生活改善を図ることを目的とする。

イ 実施方法

- (ア) 対 象 一般市民
- (イ) 実 施 日 毎月1回（金曜日）
- (ウ) スタッフ 管理栄養士
- (エ) 相談内容 病気の予防、食事バランス、カロリー計算など

ウ 実施状況

(ア) 回数及び相談者数

年度	回 数 (回)	相 談 者 数 (人)
R 元	6 (含随時 1)	8 (含随時 1)
R2	12 (含随時 4)	23 (含随時 4)
R3	19 (含随時 7)	25 (含随時 6)

※食生活相談日を設けていても、相談者がいなかった場合は回数から除いて集計

(イ) 年齢別相談者数 (単位：人)

年度	乳幼児	40歳未満	40～64歳	65歳以上	合 計
R 元	0	0	1	7	8
R2	1	0	6	16	23
R3	2	1	5	18	26

(ウ) 主な相談内容内訳 (重複相談含む) (単位：件)

年度	離乳食	幼児食	重 点 健 康 相 談					総合 相談
			糖尿病	脂質異常症	骨粗しょう症	高血圧症	病態別	
R 元	0	0	6	1	0	0	1	2
R2	1	0	6	2	0	2	4	12
R3	2	0	8	3	0	1	1	11

エ まとめ

今年度も月1回の実施日以外の日程で相談を希望する人がおり、随時対応した。新型コロナウイルス感染症の影響からか相談者の数は少なかったが、今後も引き続き広報のみの周知ではなく、健診の場や様々なイベント等でも周知を行い、食事に関して困ったことや悩みを気軽に相談できる場として広めていきたい。

(3) がん検診時健康相談

ア 目 的

各種がん検診時に血圧測定を含めた健康相談を実施。がん検診の待ち時間を利用して実施する。

イ 実施方法

- (ア) 対 象 一般市民
- (イ) 実 施 日 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- (ウ) スタッフ 看護師
- (エ) 相談内容 血圧測定、生活指導等

ウ 実施状況

(ア) 回数及び相談者数

年度	回数 (回)	相談者数 (人)
R 元	13	163
R2	開催なし	開催なし
R3	開催なし	開催なし

(イ) 年齢別相談者数 (単位：人)

年度	40歳未満	40～64歳	65歳以上	合計
R 元	4	84	75	163
R2	開催なし	開催なし	開催なし	開催なし
R3	開催なし	開催なし	開催なし	開催なし

エ まとめ

がん検診時に血圧測定・健康相談コーナーを設け、検診受診者が気軽に利用していた。昨年度より新型コロナウイルス感染対策のため、健康相談ブースは設けていないが、所内健康相談等の健康づくり事業を紹介するようにしている。

(4) 歯周疾患検診時健康相談

ア 目的

歯周疾患検診時に歯科衛生士による保健指導及び口腔ケアに関する相談を実施する。

イ 実施状況

(ア) 回数及び相談者数

年度	回数 (回)	相談者数 (人)
R 元	5	84
R2	5	53
R3	4	20

(イ) 年齢別相談者数

3 各種検診(11)歯周疾患検診 (P.53) 参照

ウ まとめ

歯周組織の状況を検診で確認した直後に、歯科衛生士に個人に適した口腔ケアについて相談できる場として実施することで自身が歯の健康について振り返る良い機会になっている。

(5) 出張健康相談

ア 目的

各種団体の要請に応じて、地区の集会所、公民館、小学校などを利用し気軽に健康に関する相談をする場として健康相談を実施する。

イ 実施方法

- (ア) 対象 一般市民
- (イ) スタッフ 保健師
- (ウ) 相談内容 血圧測定、体脂肪率測定、保健指導等

ウ 実施状況

(ア) 回数及び相談者数

年度	回数(回)	相談者数(人)
R元	1	50
R2	0	0
R3	0	0

(イ) 年齢別相談者数 (単位:件)

年度	40歳未満	40～64歳	65歳以上	合計
R元	0	2	48	50
R2	0	0	0	0
R3	0	0	0	0

エ まとめ

昨年度より新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で多くのイベントが中止になった影響から、派遣依頼がなかった。出張健康相談を開催することで、普段、保健福祉総合センターに訪れる機会のない人も利用でき、市民と接する貴重な機会となっている。今後も依頼があれば対応をしていきたい。

(6) 健康福祉まつり時健康相談

ア 目的

年1回開催している健康福祉まつりの1コーナーとして、日ごろ気になる健康に関することを相談できる場を設けて健康相談を実施する。

イ 実施方法

- (ア) 対象 一般市民
- (イ) 実施日 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- (ウ) スタッフ 保健師、管理栄養士
- (エ) 相談内容 血圧測定、保健指導、栄養相談

ウ 実施状況 (単位:件)

(ア) 年齢別相談者数

年度	40歳未満	40～64歳	65歳以上	合計
R元	2	4	32	38
R2	開催なし	開催なし	開催なし	開催なし
R3	開催なし	開催なし	開催なし	開催なし

(イ) 主な相談内容内訳 (重複相談含む)

年度	重点健康相談				総合健康相談
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	骨粗鬆症	
R元	15	0	0	38	0
R2	開催なし	開催なし	開催なし	開催なし	開催なし
R3	開催なし	開催なし	開催なし	開催なし	開催なし

エ まとめ

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康福祉まつりは中止となった。

再開された際は、感染対策を施しながら、内容を検討、実施していきたい。

2 国民健康保険保健事業等（健康増進課実施分）

特定健康診査及び高齢者健診は、集団健診と個別健診の選択制で実施している。65歳以上としていた個別健診の対象年齢を、平成28年度からは40歳以上に拡大した。健康増進課では、集団健診と特定保健指導を実施している（個別健診は保険年金課で担当）。

また、糖尿病重症化による人工透析移行を予防することを目的に平成28・29年度保険年金課と実施していた生活習慣病重症化予防対策事業は、埼玉県国保連合会が実施する共同事業を活用するようになったため、保険年金課で実施を継続している。

(1) 特定健康診査、高齢者健診及び健康増進法による健康診査

ア 目的

内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するため保健指導を必要とする者を選び出すことを目的としている。また、市民の利便性を考慮し、特定健康診査と同時に胃がん・大腸がん・肺がん検診等を同時実施している。

イ 実施方法

- (ア) 実施日 19日間 ※土日を含むすべての曜日を網羅するように設定
10月23日(土)、24日(日)、26日(火)、27日(水)
11月3日(水・祝)～6日(土)、18日(木)、19日(金)
12月22日(金)、1月13日(木)～16日(日)、
1月20日(木)、1月27日(木)～29日(土)
- (イ) 場所 ウェルス幸手
※12月22日(金)、1月20日(木)は西公民館
- (ウ) 対象
- a 特定健康診査
幸手市国民健康保険に加入している40～74歳の市民
 - b 健康増進法による健康診査
特定健康診査の対象外である40歳以上の市民
 - c 高齢者健診
後期高齢者医療保険に加入している市民
- (エ) 検査項目 問診、診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査（血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・腎機能検査・痛風検査・貧血検査）、心電図、眼底検査
- (オ) 健診費用 無料



ウ 実施状況

(ア) 特定健康診査対象者数 10,590人

(イ) 集団健診受診状況及び結果区分(年度末年齢)(単位:人)

a 特定健康診査受診者数及び結果による特定保健指導区分

結果 年齢	受診者数		情報提供		動機付け支援		積極的支援		判定不能	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40～44	21	30	14	28	1	0	6	2	0	0
	51		42		1		8		0	
45～49	35	38	23	30	3	4	9	4	0	0
	73		53		7		13		0	
50～54	49	46	34	42	5	0	10	4	0	0
	95		76		5		14		0	
55～59	27	42	18	35	2	4	7	3	0	0
	69		53		6		10		0	
60～64	54	102	38	90	7	10	9	2	0	0
	156		128		17		11		0	
65～69	210	272	161	245	49	27	0	0	0	0
	482		406		76		0		0	
70～74	429	454	346	420	83	34	/		0	0
	883		766		117				0	
75	33	26	30	25	3	1	/		0	0
	59		55		4				0	
合計	858	1010	664	915	153	80	41	15	0	0
	1,868		1,579		233		56		0	
割合	100%		84.5%		12.5%		3.0%		0%	

b 健康増進法による健康査受診者数及び結果による保健指導区分

結果 年齢	受診者数		情報提供		動機付け支援		積極的支援	
	男	女	男	女	男	女	男	女
40～49	1	1	0	1	0	0	1	0
	2		1		0		1	
50～59	2	1	1	0	0	1	1	0
	3		1		1		1	
60～69	3	0	2	0	1	0	0	0
	3		2		1		0	
70以上	2	2	2	2	0	0	/	
	4		4		0			
合計	8	4	4	3	1	1	2	0
	12		8		2		2	
割合	100%		66.6%		16.7%		16.7%	

(ウ) 年度別特定健康診査受診者数の推移

a 受診者実数

年度	対象者数 (4月1日現在)	受診者数		
		総数	集団	個別
R元	10,868	4,194	2,896	1,298
R2	10,641	3,189	1,894	1,295
R3	10,590	3,776	1868	1908

※主要成果表から引用

b 法定報告数

年度	対象者数	受診者数	受診率
R元	9,699	4,149	42.8%
R2	9,564	3,134	32.8%
R3	-	-	-

※法定報告：特定健診受診者のうち年度を通じて（4月1日～3月31日）国民健康保険に加入している人の健診受診状況を翌年9月末に国に報告

(オ) 年度別高齢者健診受診者数の推移

年度	受診者数		
	総数	集団	個別
R元	2,160	851	1,309
R2	2,212	683	1,529
R3	2,411	715	1,696

エ まとめ

特定健康診査は幸手市第1期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき実施している。本計画においては、各年度の受診率を3ポイント上げることや、受診率60%を目標に掲げている。

今年度は感染対策を施しながら、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度並みの受診者枠を準備したが、受診者数は伸びなかった。受診控えが続いていることや新型コロナウイルスワクチン接種の推進のため、集団健診の日程が秋以降にずれ込んだ影響が考えられる。

特定健診・住民健診後の事後指導については、令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での結果説明を動機づけ・積極的支援の保健指導対象者に絞って行っている。

情報提供者には成人健康相談・食生活相談の案内を付けて、結果を郵送し、希望者には電話や対面で結果説明を実施している。高齢者健診（集団）については、健診結果をかかりつけ医に持参するケースも多いことから、結果を郵送している。

(2) 特定保健指導

ア 目的

特定健診の結果から自身の健康状態を理解し、自覚症状の無い段階で生活習慣を見直す機会とする。なかでも動機づけ支援と積極的支援対象者には結果説明会に初回面接を

行い、個人が自ら実行できる行動目標を保健師や管理栄養士と立て、以後3か月の実施期間中に好ましい生活習慣の定着を図る。

イ 実施方法

(ア) 実施日・場所

a 初回面接

区 分	日 程	場 所
集 団 健 診 受 診 者 (40～74歳)	19日間 12月7日(火)、8日(水)、12日(日)、16日(木)、 17日(金)、20日(月)～22日(水)、 1月6日(木)、7日(金)、 2月1日(火)、21日(月)、24日(木)、 3月1日(火)～3日(木)、8日(火)、9日(水)、 11日(金)	ウェルス幸手
個 別 健 診 受 診 者 (40～74歳)	14日間 9月30日(木)、 10月1日(金)、21日(木)、22日(金)、 11月25日(木)、26日(金)、 12月17日(金)、12月20日(月)、1月21日(金)、 24日(月)、 2月17日(木)、18日(金)、3月17日(木)、18日(金)	

b 継続支援・最終評価

区 分	日 程	場 所
個 別 支 援	随時実施	ウェルス幸手
経過観察検診	3月13日(日)	

- (イ) 対 象 健診結果から内臓脂肪症候群のリスクの重なりによって階層化された「積極的支援者」と「動機付け支援者」
- (ウ) 期 間 初回面接から3か月
- (エ) 内 容
- a 初回面接 健診結果や生活習慣の振り返り、行動目標を設定。体組成測定を実施。
- b 継続支援 来所面接、電話や手紙を通じて、行動目標の実行の確認、見直しを行う。
- c 経過観察検診 指導開始後の状況確認として内臓脂肪症候群判定に必要な身体計測、体組成測定・問診・血液検査を行い、身体面の変化を観察する。
- d 最終評価 3か月間の生活習慣の振り返りと特定保健指導終了後の生活習慣について話し合う。

ウ 実施状況 （単位：人）

年 度		R 元	R2	R3
積 極 的 支 援	対象者数	110	84	99
	利用者数	51 46.4%	29 34.5%	33 33.3%
	完 了	5 4.5%	13 15.5%	-
動 機 付 け 支 援	対象者数	429	355	382
	利用者数	205 47.8%	179 50.4%	183 47.6%
	完 了	102 23.8%	110 31.0%	-

※法定報告から引用、令和3年度は法定報告数が未確定のため、初回面接実施者

エ ま と め

国の指針の変更を受け、昨年度から実施期間を3ヶ月に短縮した。短期集中型の支援により、利用者の意欲を維持したまま最後まで取り組みを継続することができた。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、身体活動の減少、運動不足を自覚する人もいたが、新年会や忘年会、旅行等での飲酒や食事の機会が減り、感染予防と併せて健康管理に気を遣う人も見受けられた。

健診結果に基づき利用者に対し生活習慣病予防につながる支援ができる大切な機会であるため、今後も根気よく生活習慣の改善の重要性について伝え続けていく必要がある。



3 各種検診

(1) 目的

がん等疾病の早期発見・早期治療による市民の健康保持増進を目的とする。

(2) 実施方法

ア 集団検診

	検診項目	内容	費用 (クーポン券 対象者は無料)	対象者 (4月1日現在)	日程
複合検診	胃がん検診	胃部 X 線 (バリウム)	800 円	40 歳以上の人	9 月 23 日(木・祝) 10 月 25 日(月) 11 月 21 日(日) 12 月 23 日(木) 1 月 22 日(土) 2 月 20 日(日)
	大腸がん検診	便潜血検査 (2 日分)	300 円		
	肺がん検診	胸部 X 線	300 円		
		喀痰検査 (該当者のみ)	600 円		
	前立腺がん検診	血液検査 (PSA 値測定)	1,000 円	50 歳以上の男性	
	肝炎ウイルス検診	血液検査 (HCV 抗体検査 HBs 抗原検査)	400 円	39 歳の人 40 歳以上で過去に 受診したことがない人	
	歯周疾患検診	歯科健診 歯周病検査 歯科保健指導	無料	40・45・50・55・ 60・65・70 歳の人	
	骨粗しょう症検診	骨量測定 (DEXA 法)	300 円	40・45・50・55 歳の女性 60 歳以上の女性 70 歳以上の男性	
乳がん検診	視触診 マンモグラフィ(乳房 X 線)		1,500 円	40 歳以上の偶数 年齢の女性	7 月 26 日(月) 8 月 24 日(火) 9 月 5 日(日) 10 月 29 日(金) 11 月 29 日(月) 12 月 15 日(水) 1 月 30 日(日) 2 月 15 日(火) 2 月 28 日(月)
	40 歳代 X 線撮影左右 各 2 方向				
	50 歳以上 X 線撮影左右 各 1 方向				
子宮頸がん検診	内診・視診 子宮頸部細胞診	900 円	20~39 歳の女性 40 歳以上の偶数年 齢の女性	追加 1 月 8 日(土) 3 月 23 日(水)	

イ 個別検診

検診項目	内 容	費 用 (クーポン券 対象者は無料)	対象者 (4月1日現在)	実施期間
乳がん検診	視触診・マンモグラフィ (X線撮影2方向)	1,500円	40歳以上の偶数年齢の女性	6月14日(月)～ 3月31日(木)
子宮がん検診	内診・視診 ・子宮頸部細胞診	1,200円	20歳～39歳の女性	
	子宮体部細胞診(医師から 指示があった者のみ)	1,200円	40歳以上の偶数年齢の女性	

実施医療機関

指定医療機関名	乳がん検診	子宮がん検診
産婦人科木村医院		○
東埼玉総合病院	○	
堀中病院		○
ワイズレディースクリニック		○
済生会栗橋病院	○	○
白岡中央総合病院	○	
玉井産婦人科医院		○
長岡産婦人科医院		○

ウ 検診費用の免除

市民税非課税世帯、生活保護世帯、重度心身障害者医療費受給者は免除（前立腺がんを除く）

乳がん検診、子宮がん検診は無料クーポン券あり（各検診のページ参照）



(3) 胃がん検診（集団）

ア 実施状況（単位：人）

特定健診と同時実施（19日間）、単独実施（6日間）

年 度		R 元	R2	R3
受 診 者 数 (A)	男	1,222	738	838
	女	924	601	687
	計	2,146	1,339	1,525
対 象 者 数 (B)	男	6,478	6,478	6,478
	女	9,974	9,974	9,974
	計	16,452	16,452	16,452
受 診 率 $A/B \times 100$ (%)	男	18.9	11.4	12.9
	女	9.3	6.0	6.9
	計	13.0	8.1	9.3
要 精 検 者 数 (C)	男	88	71	50
	女	38	39	42
	計	126	110	92
要 精 検 率 $C/A \times 100$ (%)	男	7.2	9.6	6.0
	女	4.1	6.5	6.1
	計	5.9	8.2	6.0
精 検 受 診 者 数 (D)	男	72	56	-
	女	35	34	-
	計	107	90	-
精 検 受 診 率 $D/C \times 100$ (%)	男	81.8	78.9	-
	女	92.1	87.2	-
	計	84.9	81.8	-
がんであった者（がん疑い含む） (E)		2	2	-
が ん 発 見 率 $E/A \times 100$ (%)		0.09	0.15	-

※対象者数：住民基本台帳に基づく人口から国勢調査報告による就業者（農林水産業従事者を除く）を除いたもので、埼玉県がん検診統一集計の算出方法に準ずる

イ まとめ

胃がん検診は集団検診のみの実施であるが、複数のがん検診等を同時実施する複合検診や特定健診との同時実施で受診者の利便性に努めている。

令和3年度の受診率は、令和2年度と比較してやや改善した者の、令和元年度の受診率には及んでいない。依然として新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの影響があるものとする。

要精検率は、年度により増減がみられる。毎年がんの者が発見されていることから、今後も電話による精密検査の受診勧奨を行っていく。

(4) 大腸がん検診（集団）

ア 実施状況（単位：人）

特定健診と同時実施（19日間）、単独実施（6日間）

年 度		R元	R2	R3
受 診 者 数 (A)	男	1,687	1,227	1,227
	女	1,734	1,263	1,337
	計	3,421	2,490	2,564
対 象 者 数 (B)	男	6,478	6,478	6,478
	女	9,974	9,974	9,974
	計	16,452	16,452	16,452
受 診 率 $A/B \times 100$ (%)	男	26.0	18.9	18.9
	女	17.4	12.7	13.4
	計	20.8	15.1	15.6
要 精 検 者 数 (C)	男	134	104	82
	女	85	52	55
	計	219	156	137
要 精 検 率 $C/A \times 100$ (%)	男	7.9	8.5	6.7
	女	4.9	4.1	4.1
	計	6.4	6.3	5.3
精 検 受 診 者 数 (D)	男	111	69	-
	女	71	45	-
	計	182	114	-
精 検 受 診 率 $D/C \times 100$ (%)	男	82.8	66.3	-
	女	83.5	86.5	-
	計	83.1	73.1	-
がんであった者（がん疑い含む） (E)		4	4	-
が ん 発 見 率 $E/A \times 100$ (%)		0.12	0.16	-

※対象者数：住民基本台帳に基づく人口から国勢調査報告による就業者（農林水産業従事者を除く）を除いたもので、埼玉県がん検診統一集計の算出方法に準ずる

イ ま と め

大腸がん検診は集団健診のみの実施であるが、複数のがん検診等を同時実施する複合検診や、特定健診との同時実施で受診者の利便性に努めている。

令和3年度は、令和2年度と比較して女性の受診者数、受診率は若干増加したが、依然として令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものと考えられる。

要精検者に対しては、結果返却や返却後のフォローを定期的に行い受診勧奨に努めているが、新型コロナウイルスの感染を恐れ、精密検査の受診を控えているとの声も聞かれた。毎年がんである者も発見されており、引き続き受診率向上に向けて対応していく必要がある。

(5) 肺がん検診（集団）

ア 実施状況（単位：人）

特定健診と同時実施（19日間）、単独実施（6日間）

喀痰細胞診検査は、肺がん検診受診者のうち、50歳以上で喫煙指数が600以上の者、又は6か月以内に血痰のあった者に実施する。

年 度		R元	R2	R3
受 診 者 数 (A)	男	1,691	1,147	1,092
	女	1,503	1,059	1,009
	計	3,194	2,206	2,101
対 象 者 数 (B)	男	6,478	6,478	6,478
	女	9,974	9,974	9,974
	計	16,452	16,452	16,452
受 診 率 $A/B \times 100$ (%)	男	26.1	17.7	16.9
	女	15.1	10.6	10.1
	計	19.4	13.4	12.8
要 精 検 者 数 (C)	男	19	9	44
	女	13	5	40
	計	32	14	84
要 精 検 率 $C/A \times 100$ (%)	男	1.1	0.78	4.0
	女	0.9	0.47	4.0
	計	1.0	0.63	4.0
精 検 受 診 者 数 (D)	男	18	7	-
	女	12	5	-
	計	30	12	-
精 検 受 診 率 $D/C \times 100$ (%)	男	94.7	77.8	-
	女	92.3	100	-
	計	93.8	85.7	-
がんであった者（がん疑い含む） (E)		5	1	-
が ん 発 見 率 $E/A \times 100$ (%)		0.16	0.05	-

※対象者数：住民基本台帳に基づく人口から国勢調査報告による就業者（農林水産業従事者を除く）を除いたもので、埼玉県がん検診統一集計の算出方法に準ずる

イ ま と め

複数のがん検診等を同時実施する複合検診や、特定健診との同時実施で受診者の利便性の向上に努めている。令和3年度は、令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により受診者数、受診率に影響していると考えられる。

要精検者に対しては、返却後のフォローを定期的に行い受診勧奨に努め、精検受診率は8割を超えている。がんである者も発見されており、引き続き受診率向上に向け

て対応していく必要がある。

(6) 前立腺がん検診（集団）

ア 実施状況（単位：人）

特定健診と同時実施（19日間）、単独実施（6日間）

年 度	R元	R2	R3
受 診 者 数（A）	1,309	907	835
要 精 検 者 数（B）	88	58	58
要精検率 $B/A \times 100$ （%）	6.7	6.4	6.9
精 検 受 診 者 数（C）	68	37	-
精検受診率 $C/B \times 100$ （%）	77.3	63.8	-
がんであった者（疑い含む）（D）	7	4	-
がん発見率 $D/A \times 100$ （%）	0.53	0.44	-

イ まとめ

令和3年度は、令和2年度と比較して受診者数は減少した。要精密検査者の精検受診率が他のがん検診より低い傾向にある。精密検査を受診しない理由としては、「前回は病院で診てもらったが、今回の検査値を超えなければ様子を見ても良いと医師から説明を受けた」、「検査の方法について不安がある」等が聞かれている。しかし、精検受診者のうち、がんである者も発見されているため、精検受診率の増加に努めていく必要がある。

(7) 肝炎ウイルス検診（集団）

ア 実施状況（単位：人）

特定健診と同時実施（19日間）、単独実施（6日間）

年 度	R元	R2	R3
受 診 者 数	123	70	29
H B s 抗 原 検 査 陽 性 者 数	1	0	0
H C V 抗 原 検 査 陽 性 者 数	0	0	0

平成26年度までは年度当初年齢40歳を対象としていたが、平成27年度から対象者を健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診対象年齢者（年度内に40歳となる者）及び過去に受診したことがない者とした。

イ まとめ

対象者の減少に加え、令和3年度は令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響から受診者数が減少し、陽性者もいなかった。肝炎ウイルス対策として、今後も

早期発見・早期治療につながるよう勧奨する必要がある。

(8) 乳がん検診（集団・個別）

ア 実施状況（単位：人）

集団検診（11日間）、個別検診（10か月間）

受診率の向上等を目的とし、初めて対象年齢となる40歳に「検診無料クーポン券」を送付した。

年 度	R 元		R2		R3	
	集団	個別	集団	個別	集団	個別
受 診 者 数 (A)	688	200	503	234	786	224
受 診 者 総 数	888		737		1,010	
2年連続受診者数(A)'	6		6		2	
対 象 者 数 (B)	9,974		9,974		9,974	
受 診 率 (%)	18.4		16.2		17.5	
要 精 検 者 数 (C)	42	10	27	11	50	15
要 精 検 率 C/A×100 (%)	6.1	5.0	5.4	4.7	6.4	6.7
精 検 受 診 者 数 (D)	50		29		-	
精 検 受 診 率 D/C×100 (%)	96.2		76.3		-	
が ん で あ っ た 者 (E) (が ん 疑 い 含 む)	3		4		-	
が ん 発 見 率 E/A×100 (%)	0.34		0.54		-	

※ 対象者数：住民基本台帳に基づく人口から国勢調査報告による就業者（農林水産業従事者を除く）を除いたもので、埼玉県がん検診統一集計の算出方法に準ずる

※ 受診率 = (「前年度受診者数」 + 「当該年度受診者数(A)」 - 「2年連続受診者(A)')
÷ 「当該年度対象者数(B)」 × 100

イ ま と め

受診間隔が隔年である乳がん検診は、新型コロナウイルス感染症による受診控えで昨年度受診しなかった者のがん発見が遅れることが懸念されていた。そこで、検診日数を一日増やし、昨年度対象の未受診者にも勧奨通知を行ったところ、受診者数は令和元年度を上回った。受診率が令和元年度を下回ったのは、前年度受診者数の影響を受けるためである。

精検者には電話等で精検受診勧奨を行ったが、連絡が取れない者が多く、精検受診が

確認できた者は7割にとどまった。早期発見・早期治療のため、引き続き精検者への受診勧奨を検診当日や通知等で行っていく。

(9) 子宮がん検診（集団・個別・妊婦）

ア 実施状況

集団検診（11日間）、個別検診（10か月間）

受診率の向上等を目的とし、初めて検診対象年齢となる20歳に、「検診無料クーポン券」を送付した。

（単位：人）

年 度	R元			R2			R3		
	集団 検診	個別 検診	妊婦 健診	集団 検診	個別 検診	妊婦 健診	集団 検診	個別 検診	妊婦 健診
受診者数(A)〃	677	676	219	433	751	194	708	599	179
(再掲:体がん検診受診者)		(13)			(7)			(23)	
受診者総数(A)	1,572			1,378			1,486		
2年連続受診者数(A)'	193			177			80		
対象者数(B)	11,705			11,705			11,705		
受診率(%)	26.1			23.7			23.8		
要精検者数(C)	6	15	1	6	16	1	5	4	0
(再掲:体がん要精検者)		(0)			(0)			(0)	
要精検率 C/(A)〃×100 (%)	0.89	2.21	0.46	1.39	2.13	0.52	0.71	0.67	0.00
精検受診者数(D)	19			14			-		
精検受診率 D/C×100 (%)	86.4			58.3			-		
がんであった者(E) (がん疑い含む)	0	0	0	0	0	0	-	-	-
がん発見率 E/A×100 (%)	0	0	0	0	0	0	-	-	-

※ 対象者数：住民基本台帳に基づく人口から国勢調査報告による就業者（農林水産業従事者を除く）を除いたもので、埼玉県がん検診統一集計の算出方法に準ずる

※ 受診率＝（「前年度受診者数」＋「当該年度受診者数(A)」－「2年連続受診者(A)′」）
÷「当該年度対象者数(B)」×100

※ 受診率に妊婦健診受診者数も含むため、主要施策成果表の受診率と異なる。

※ 対象者・受診率・精検率・精密受診率・がん発見率の計算に20歳未満は含まない

イ まとめ

コロナ禍前の令和元年度まで受診者数は回復していないものの、令和2年度より増加傾向にある。引き続き、個別受診勧奨を行っていく。

精検受診率は6割に及ばなかった。連絡が取れず、精検結果を把握できない者が増えている。早期発見・早期治療のため、精検者への受診勧奨を検診当日や通知等で行っていく。

(10) 骨粗しょう症検診（集団）

ア 実施状況（単位：人）

集団検診（13日間）

平成26年度から、複合検診と同時に実施。平成30年度からは骨粗しょう症の早期発見・早期治療を目的に、対象者を健康増進法で定める40歳から70歳の5歳刻みの女性に加え、60歳以上の女性と70歳以上の男性にも拡大した。それに伴い、特定健診においても実施した。

また、受診者へは結果説明と併せて、骨粗しょう症予防に関する保健指導を行っている。

(ア) 受診者数

年度	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	節目外		合計
								男	女	
R元	22	19	26	22	43	25	59	191	493	900
R2	11	12	27	14	24	18	18	114	247	485
R3	4	6	11	9	22	23	27	125	279	506

(イ) 結果

	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	節目外		合計
								男	女	
異常認めず	4	6	9	7	10	3	5	55	49	148
要指導者	0	0	2	1	6	8	6	50	92	165
要精検者	0	0	0	1	6	12	16	20	138	193
合計	4	6	11	9	22	23	27	125	279	506

イ まとめ

受診者数が減少傾向にあるのは、精検者に医療機関での経過観察を勧めていることが一因と考えられる。要精検率は38.1%に上る。しかしながら、令和2年度の精検受診率は53.3%である。結果返却時、精密検査の必要性について勧めているが、「新型コロナウイルス感染症が心配で受診したくない」、「自覚症状が無く、必要性を感じない」との理由で、受診しない者が多い。

また、受診者の実に7割が要指導・要精検と判定されることや60歳を越えると半数以上が要指導・要精検者となることから、検査結果に応じた受診勧奨や、受診者へ丈夫な骨づくり・転ばない体づくりに関する知識の普及を行っていく必要がある。

平成28年度から骨粗鬆症対策として医師会の協力により以下（a～c）の取り組みを行っている。今後も関係機関が協働し、介護予防施策と連携させた骨粗鬆症対策の取り組みを継続していく。

a 医師会作成のポスターを市内公共施設に掲示

b 検査・治療を受けることができる市内医療機関一覧作成

（市ホームページや広報さつて掲載、チラシとして配布）

c 要精検者通知に精密検査実施医療機関として体幹骨の検査ができる医療機関名を掲載

(11) 歯周疾患検診（集団）

ア 実施状況

集団検診（5日間）

平成26年度からは、胃がん検診や大腸がん検診等の複合がん検診と同時に実施している。歯科衛生士による個別歯科保健指導をあわせて実施することで、歯の喪失予防を図っている。

(ア) 受診者数

年度		40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	節目外	合計
R元	男	3	4	5	0	2	6	8	0	28
	女	10	9	3	10	9	6	9	0	56
R2	男	3	1	5	2	0	4	3	0	18
	女	4	4	7	10	5	2	3	0	35
R3	男	2	0	0	0	1	2	4	0	9
	女	1	0	1	0	4	2	2	1	11

(イ) 結果

	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	節目外	合計
異常認めず	1	0	1	0	2	1	0	1	6
要指導者	1	0	0	0	3	3	3	0	10
要精検者	1	0	0	0	0	0	3	0	4
合計	3	0	1	0	5	4	6	1	20

(ウ) 歯肉出血 人数(人)と割合(%)

0 (健全)	1 (出血)	診査対象外*	不明	合計
18(90.0)	1(5.0)	0	1(5.0)	20

(エ) 歯周ポケット 人数(人)と割合(%)

0 (健全)	1 (浅ポケット: 4~5mm)	2 (深ポケット: 6mm以上)	診査対象外*	不明	合計
10(50.0)	7(35.0)	2(10.0)	0	1(5.0)	20

※診査対象外：義歯等で対象歯が欠損しているため、検診できない者

イ まとめ

複合がん検診との同時実施や対象者へ電話で受診勧奨も行っているが、受診者は減少傾向である。

受診を希望しない理由としては、定期的に歯科検診を受診している、時間がない、特に必要だと思わない等があげられる。

受診者の内訳としては、要指導者が50.0%と最も多く、要精検者が20.0%、異常なしが30.0%となっており、7割の人に何らかの所見が見られている。中年期における歯周疾患予防の啓発や必要性を感じなくても定期的に検診を行えるよう、歯周疾患予防の啓発を行っていく。

4 健康教育

健康に関する正しい知識の普及により「自らの健康は自ら守る」という自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を図る。

(1) スタイルアップ運動教室

ア 目的

参加者が自分にあった運動習慣を身に付け、体を動かす楽しさを知る場の提供を図る。

イ 実施方法

- (ア) 対象 20歳以上の市民
- (イ) 開催回数 全6回
- (ウ) 場所 ウェルス幸手
- (エ) スタッフ 保健師、健康運動指導士、管理栄養士
- (オ) 内容

回数	実施日	内容
第1回	1月14日	オリエンテーション 体力測定〈体組成・ロコモ度（開眼片足・立ち上がりテストなど）〉 ストレッチ・ロコトレ
第2回	1月21日	ストレッチ・筋トレ 安静時脈拍と目標心拍数
第3回	2月18日	効果的なウォーキング方法 有酸素運動（ウォーキング・エアロビクス）
第4回	2月25日	中間測定会（体組成・体力測定・まとめ） 栄養講話『適切な摂取カロリーを知って、効率的にスタイルアップしよう』
第5回	3月4日	家庭での筋トレ（タオル・チューブ等を使用） 有酸素運動（ウォーキング・エアロビクス）
第6回	3月11日	家庭での筋トレ（タオル・チューブ等を使用） 有酸素運動（ウォーキング・エアロビクス）

ウ 実施状況

実施回数 (回)	参加者数（延べ人数）			
	40歳未満	40～64歳	65歳以上	計
6	0	21	52	73

エ まとめ

今年度も生活習慣病予防と特定健診結果説明会後の保健指導の一環として本教室を実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用での参加とし、市内感染

状況により、一部延期対応とした。

運動教室参加後は、成人健康相談（体組成測定会）など継続している参加者もあり、基本的なウォーキングやストレッチなど運動習慣をつけるためのきっかけや基礎技術を伝える大切な教室となっている。

（２）高血圧症予防教室

ア 目的

高血圧は自覚症状も少なく一般的な生活習慣病と言われているが、長期にわたり動脈内圧が高くなることで、動脈硬化症などにつながり、脳血管障害・心不全・腎障害などの重大な合併症が起こるリスクが増大する。

高血圧や合併症の脅威を伝え、日々の生活を健康に送るために必要な生活面での注意事項などを普及啓発していく。

イ 実施方法

（ア） 対 象 20歳以上の市民

（イ） 実施日・場所 a 1月31日（月） ウェルス幸手 検診ホール

b 2月 7日（月） ウェルス幸手 検診ホール

（ウ） スタッフ 管理栄養士、健康運動指導士、保健師

（エ） 内 容 a 管理栄養士による栄養講話

b 健康運動指導士による運動指導

ウ 実施状況（延べ人数）

（単位：人）

40歳以下	40～64歳	65歳以上	合計
0	1	19	20

エ まとめ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、調理実習は実施できなかったが、塩分チェッカー等を用いた栄養講話を企画することで、塩分の摂り方について分かりやすく伝えることができた。

高血圧症は、自覚症状がほとんど見られず、また、他の重大な疾病につながる病気であり、予防および必要に応じた治療が重要であるため、今後も普及啓発を行っていく。

（３）サバイバーが話す生命（いのち）の授業～子どもに伝えたい命の話～

ア 目的

がん予防重点健康教育の一環として、がん対策に関する知識の普及啓発、がん検診受診勧奨を目的とした講演会を実施した。

イ 実施方法

（ア） 対 象 主に幸手市内の小・中学生とその保護者

（イ） 実施日・場所 12月18日（土） ウェルス幸手 研修室

（ウ） 講 師 NPO くまがやピンクリボンの会

（エ） ス タ ッ フ 保健師

（オ） 内 容 第一部 講師自身のがん体験（乳がん・小児がん）や活動内容

第二部 最新視触診モデル、血管年齢測定、ベジチェック、体組成測定等

ウ 実施状況（延べ人数） （単位：人）

40歳以下	40～64歳	65歳以上	合計
0	36	1	37

エ まとめ

健康づくりにおける連携協定先と共同でセミナーを開講した。メインの参加者は小・中学校の保護者であり、自分事として自身や家族の健康について考えてもらう機会となった。受講後に、乳がん検診等の予約をするなどの行動変容もみられており、今後もこのような企画を計画していきたい。

（４）おうちで10分健幸づくりチャレンジ事業

ア 目的

健康増進事業として、生活習慣病やロコモティブシンドロームの予防啓発を目的に、運動教室などを企画してきたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、大規模な運動事業の開催が困難であった。

10分程度の運動動画を制作し、市ホームページや動画サイトにアップロードすることで、自宅などで、気軽にいつでも誰とでも取り組めるメニューを提供した。

イ 実施方法

- (ア) 対象 40歳以上64歳未満の市民
- (イ) 制作内容 a ウォーキング+α編、b くびれ初級編、c くびれ上級編
- (ウ) スタッフ 健康運動指導士
- (エ) 内容 a ウォーキングと筋トレを繰り返し実施する（サーキットトレーニング）
b 初心者向けのウエストまわりの筋力トレーニング
c 経験者向けのウエストまわりの筋力トレーニング
※各動画、ウォームアップとクールダウンを含みます

ウ 公開日

本数	公開日	内容
1	12月22日	ウォーキング+α編
2	2月25日	くびれ初級編
3	3月28日	くびれ上級編

エ まとめ

制作した運動動画は、運動教室開催の際にも自宅トレーニングメニューとして紹介し、参加者には積極的に活用してもらえ結果となった。

スマートフォンから動画サイトを開くなどの方法で、場所を問わず見ることができるため、より便利な媒体として今後も様々な人に利用してもらえるよう周知していく。

（５）健康長寿サポーター養成講習

ア 目的

埼玉県「健康長寿埼玉プロジェクト」を推進の一環として、健康づくりを応援する「健康長寿サポーター」を養成する（平成25年から実施）。

健康長寿サポーターの役割は、生活習慣など健康についての知識を身に付け、自ら健康づくりを実践し、家族や近所の人などにも健康に役立つ情報を広めてもらうことを目的と

する。

イ 実施方法

(ア) 対 象 一般市民、市内在勤者

(イ) 実施状況

(単位：人)

	実施日	団 体 名・教 室 名	参加者数
1	5月24日	出前講座・マウスクラブ体操グループ	14
2	1月13日	出前講座・市役所職員研修	49
3	2月 7日	高血圧症予防教室	9
4	2月18日	スタイルアップ運動教室	9

(ウ) スタッフ 保健師、管理栄養士、健康運動指導士

(エ) 内 容 健康長寿サポーター講習と修了テスト

ウ 実施状況（延べ人数）

年 度	実施者数（人）	累計養成者数（人）
R 元	75	1,290
R 2	75	1,365
R 3	81	1,446

エ ま と め

埼玉県では、健康長寿サポーターを養成し、県民の健康意識を高めることを目標としている。また、平成27年度からスーパー健康長寿サポーターの養成を開始した。スーパー健康長寿サポーターは、健康長寿サポーターの中から地域の健康づくりに意欲がある人で、サポーター養成講習の講師となり、地域でのサポーター養成を拡大していく制度である。

幸手市では、令和元年度までに17人のスーパー健康長寿サポーターを養成していたが、令和3年度、新たに3人のサポーターを養成することができた。今後も、スーパー健康長寿サポーターと協働して地域の健康意識を高める活動を展開したい。

(6) 各種検診時等ミニ健康教室

ア 目 的

各種検診の待ち時間を利用し、健康に関するトピックスを周知し啓発を図る。

イ 内容及び方法

検 診 名	内 容	方 法
骨粗しょう症検診	検診結果の見方について 予防に向けた日常生活	保健師・看護師 による集団指導

ウ 実施状況

年 度	骨粗しょう症検診（人）				
	実施回数	参加者数			
		40歳未満	40～64歳	65歳以上	計
R 元	19	0	266	621	887
R 2	11	0	88	115	203
R 3	6	0	92	118	210

※講話内容は年度ごとに変更

P 5 2 参照

エ まとめ

骨粗しょう症検診受診者を対象に結果の説明と予防方法についての講話を行った。自分自身の骨密度を知ったうえで話を聞くことができるため、生活習慣上の留意点や精密検査の必要性についてタイミングよく理解を促すことができている。

(7) 出前講座

ア 目的

自主グループや各種団体等に講師を派遣し、参加者が正しい知識の再確認ができるよう継続支援を行う。また、講師依頼のあった団体に出向き、様々なテーマの健康教育を行うことで、日ごろ働きかけが困難な市民層に対し健康づくりに関心を持ってもらう機会とする。※再掲 健康長寿サポーター

イ 実施状況

実施日	内容	団体名	場所	参加者数（人）			
				40歳未満	40～64歳	65歳以上	計
7月13日	幸手市民児協全体研修会（免疫反応とワクチンのはなし）	民生委員・児童委員	ウェルス幸手研修室	0	41	42	83
12月1日	出前講座（実践！体の中から健康づくり）	くらしの会	中央公民館	0	0	18	18
1月13日	市役所職員研修会（健康管理講座）	幸手市職員	ウェルス幸手研修室	5	44	0	49
3月16日	出前講座（野菜の効能について）	上高野婦人会	南公民館	0	0	6	6

ウ まとめ

今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、集団での出前講座を開講した。自宅で過ごす時間が増えたことで、メディアやインターネットなどの情報を目にする機会が増え、混乱している市民も見受けられる。健康に関する正しい知識や技術を伝える場として、今後も活用してもらえよう周知していく。

(8) その他

ア 幸せロードマップ（リニューアル版）の発行

2007年に作成したウォーキングマップについて、コースの一部をリニューアルし、発行した。ウェルス幸手のほかに、商工観光課、幸手駅構内、各公民館で配布した。

運動動画とあわせて、感染症の対策をしながら取り組める運動としてウォーキングを推進しており、運動を始めるきっかけとしても活用してもらえようとなっている。

(9) 年度別 成人健康教育実施状況

年度	教室名等	概要（対象者の記載がないものは20歳以上市民）	参加者数（延べ）
元	高血圧症予防教室	講話1回、調理実習1回 医師講話・個別相談	42

	【ウェルス幸手】	栄養講話・調理実習（管理栄養士・食生活改善推進員）	
	カルシウム UP 予防教室 【ウェルス幸手】	調理実習 1 回 栄養講話・調理実習（管理栄養士・食生活改善推進員）	18
	ヘルシークッキング教室 【ウェルス幸手】	1 回 栄養講話・調理実習（管理栄養士・食生活改善推進員）	12
	さわやか運動教室 秋コース（全 9 回） 冬コース（全 9 回） （ウェルス幸手・トレーニング室）	体力測定・トレーニング・講話（健康運動指導士・保健師） ※再掲）健康長寿サポーター養成講座 2 回	264
	健康長寿サポーター養成講習	5 回 市民団体への職員派遣や健康教育時、講習と修了テスト （保健師・管理栄養士）	75
	各種検診時等ミニ健康教室	乳がん・子宮がん検診 8 回（保健師） 乳がんセルフケア 骨粗しょう症予防 骨粗鬆症検診 19 回（保健師） 検診結果の見方 予防に向けた日常生活 複合がん検診 1 回（保健師） 生活習慣病予防	926 887 286
	骨粗しょう症検診後健康教室 （コツコツ体操教室）	8 回 運動講座、栄養講話、超音波による下腿の筋肉量測定 【保健師、外部講師（理学療法士等）】 対象 骨粗しょう症検診受診者で、参加を希望する幸手市民	90
	その他	21 回 自主グループ支援・講師派遣 ※再掲）健康長寿サポーター養成講座 3 回	317
2	スリム UP 運動教室（全 6 回） （ウェルス幸手・トレーニング室）	体力測定・トレーニング・講話（健康運動指導士・保健師） ※再掲）健康長寿サポーター養成講座 1 回（9 人）	85
	健康長寿サポーター養成講習	3 回 市民団体への職員派遣や健康教育時、講習と修了テスト （保健師・管理栄養士）	75
	各種検診時等ミニ健康教室	骨粗鬆症検診 11 回（保健師） 検診結果の見方 予防に向けた日常生活	203
	ウォーキング支援	ウォーキング day 2 回 ウォーキングの自主活動	25
	その他	3 回 出前講座・講師派遣・自主グループ支援 ※再掲）健康長寿サポーター養成講座 1 回（12 人）	97
3	スタイルアップ運動教室（全 6 回） （ウェルス幸手・トレーニング室）	体力測定・トレーニング・講話（健康運動指導士・保健師） ※再掲）健康長寿サポーター養成講座 1 回（9 人）	73
	高血圧症予防教室 （ウェルス幸手）	栄養講話 1 回、運動指導 1 回 栄養講話（管理栄養士） 運動指導（健康運動指導士・保健師）	11
	サバイバーが話す生命（いのち）の授業～子どもに伝えたい命の話～ （ウェルス幸手・研修室）	講話 1 回（外部講師・保健師） 第一部 講師自身のがん体験（乳がん・小児がん）や活動内容 第二部 最新視触診モデル、血管年齢測定、ベジチェック、体組成測定等	37
	健康長寿サポーター養成講習	4 回 市民団体への職員派遣や健康教育時、講習と修了テスト （保健師・管理栄養士）	81
	各種検診時等ミニ健康教室	骨粗鬆症検診 6 回（保健師・看護師） 検診結果の見方 予防に向けた日常生活	210
	その他	5 回 出前講座・講師派遣・自主グループ支援 ※再掲）健康長寿サポーター養成講座 1 回（49 人）	193

5 訪問指導

(1) 目的

各種健診の結果や随時相談等から、必要な者に対して訪問指導を行い個人や家族の健康保持を図る。

(2) 訪問実績

(単位：人)

区 分	実人数	延べ人数
要 指 導 者	0	0
個 別 健 康 教 育	0	0
閉 じ こ も り 予 防	0	0
介 護 家 族 者	0	0
寝 た き り 者	0	0
認 知 症	0	0
そ の 他 (がん検診の結果検査説明)	0	0
そ の 他 (管理栄養士による栄養指導)	0	0
合 計	0	0

年度	実人数	延べ人数
R元	10	10
R2	0	0
R3	0	0

(3) まとめ

がん検診の結果が要精密検査であった方や栄養指導を希望するが来所できない方に対し訪問指導を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響から、要精検者には電話で受診勧奨をしており、訪問を見合わせている。今後は、感染対策をとったうえで生活習慣病のリスクの高い人を対象に効果的な保健指導の一手段として訪問指導を行っていく必要がある。



6 健康マイレージ事業

ア 概要・目的

平成29年度から、「埼玉県コバトン健康マイレージ事業(専用歩数計を持ち、歩数をリーダーに報告しポイントを貯め、貯まったポイントに応じて抽選で賞品が当たるICTを活用したシステム。)」を開始。さらに、平成30年度からは、当市の健診や健康づくり事業の参加者には、幸手市独自健康ポイント(さっちゃんポイント)を付与し、インセンティブを高め、市民の健康増進効果に結びつける事業を実施している。

健康マイレージ事業を活用した、運動習慣定着のきっかけ、日常生活歩数の増加、生活習慣病予防や健康意識の向上、医療費の抑制を図ることを目的として事業を展開している。

イ 実施方法

(ア) 対象 18歳以上の市民

(イ) 参加者数

年度	新規参加者数(人)	累計参加者数(人)
R元	458	1,584
R2	153	1,737
R3	291	2,028

ウ 取り組み内容

(ア) 周知・PR

・広報(特集ページ)・HP掲載、ポスター掲示、特定健診個別通知へチラシ同封、各集団健診時に申し込みキャンペーン実施、出前講座や健康教室等でPR、ウォーキングリーダーによる周知。

(イ) 継続参加のための取り組み

・体組成測定会の実施(1回/月)。

・ウォーキングdayの実施(1回/月)。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症のため、未実施

・市独自ポイントの活用

エ まとめ

(ア) 参加人数について

目標参加者数であった2,000人を達成することができた。要因として、特にアプリでの参加者が増加しており、スマートフォンから無料で登録ができ、参加しやすいことが挙げられる。今後もホームページや駅構内へのポスター掲示など、若年層の参加者を獲得できるよう周知方法について検討していく。

(イ) 市独自ポイントについて

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康関連事業の開催が難しく、さっちゃんポイント達成者が目標の60%に達していないことから、周知方法やポイント付与対象事業を増やす等の検討が必要である。

※1:過去30日以内に歩数のデータ送信を行っていない参加者のこと。

Ⅲ 精神保健事業

1 精神保健相談

(1) 来所相談・電話相談・家庭訪問

ア 目的

精神保健に関する相談窓口を随時設けることで、不安の軽減や、必要に応じて医療につなぐ、治療の継続を促すなど心の健康増進を図っている。市内の他課、幸手保健所、医療機関及び社会生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら本人及び家族への社会参加の促進や生活相談を行い、地域生活の支援を推進する。

イ 内容

相談を希望する市民に対し、随時保健師が来所相談・電話相談・家庭訪問で対応している。

ウ 実施状況

(延べ件数)

年 度	来所相談	電話相談	家庭訪問
R 元	8	22	11
R2	20	35	21
R3	13	40	12

エ まとめ

地域での継続的なサポートを必要とするケースや多問題を抱える複雑なケース、乳幼児を養育しているケースもあり、対象に合った適切な支援が必要とされる。

相談経路としては、家族からの相談や関係機関からの紹介、妊娠・出産を機に自身の精神保健上の健康管理や見守りが必要となったケース等がある。医療や社会福祉サービスとの調整を図りながら支援していくことが求められており、関係機関と連携しながら支援していくことが必要である。

(2) ゲートキーパー養成講座

ア 目的

受講者がゲートキーパーについて学ぶ中で、市民の不安や悩みに気付き、寄り添い、必要な支援につなぐ役割があることを理解し、市民の自殺を未然に防ぐ。

イ 内容

身近な人の異変に気付き、必要な支援につなげられるゲートキーパーを増やす。

ウ 実施状況

対 象：民生委員80名

開 催 日：令和3年12月15日（水）

午後1時30分から2時間

場 所：ウェルス幸手 研修室

研修内容：「ゲートキーパー養成講座～誰かに寄り添う支援～」

ゲートキーパーの基礎編として概念を知り、窓口対応の具体事例から対応について学ぶ

講 師：菊池臨床心理オフィス 菊池礼子氏（臨床心理士）

エ まとめ

昨年度から自殺対策計画に基づき、庶務課が職員を対象としたゲートキーパー養成講座を開催している。

今年度は、地域の支援者向けとして、民生委員を対象にゲートキーパー養成講座を健康増進課で企画し、開催した。生活全般に悩みや不安を抱える市民と接触する機会のある民生委員だけでなく、ゲートキーパーとしての役割を知ることが有意義であったとの感想が聞かれた、

自殺は誰にでも起こりうるものであり、その対策のためには身近な人が異変に気付き相談機関につなぐ支援が重要であることから次年度以降は広く市民向けにも開催していく必要がある。



IV 予 防 接 種 事 業

1 定期予防接種

(1) 目 的

予防接種法に基づいて、定期の予防接種を実施し、感染症の予防を図る。

(2) 種類及び接種方式

ア 種 類

分 類	対 象 疾 病 ・ 予 防 接 種 の 種 類
A類疾病	三種混合、二種混合 麻しん風しん混合、麻しん、風しん 日本脳炎 BCG 不活化ポリオ (平成 24 年 9 月開始) 四種混合 (平成 24 年 11 月開始) インフルエンザ菌 b 型 (平成 25 年 4 月開始) 小児用肺炎球菌 (平成 25 年 4 月開始) 子宮頸がん (平成 25 年 4 月開始) 水痘 (平成 26 年 10 月開始) B 型肝炎 (平成 28 年 10 月開始) ロタウイルス (令和 2 年 10 月開始)
B類疾病	インフルエンザ 高齢者肺炎球菌 (平成 26 年 10 月開始)

※ A 類疾病の予防接種対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならない（努力義務）。B 類疾病の予防接種対象者は、努力義務はなく、自らの意志と責任で接種を希望する場合のみに実施される。

イ 接種方式

医療機関で実施

A 類疾病について、長期の里帰り等により委託医療機関で定期接種を受けることが困難な者が接種を希望する場合、償還払いを実施（平成 28 年度から）



(3) 令和3年度の予防接種

予防接種の種類	実施期間	対象年齢 ・ 標準的な接種期間	
B C G	通年	生後1歳になる前日まで	
小児用肺炎球菌	通年	生後2か月～5歳になる前日まで	
インフルエンザ菌b型	通年	生後2か月～5歳になる前日まで	
B型肝炎	通年	生後1歳になる前日まで	
不活化ポリオ	通年	1期	初回接種 } 生後3か月～7歳6か月になる前日まで 追加接種 } (生ポリオワクチン2回接種者は除く)
			(追加接種は、初回接種3回目終了後、 12～18か月の間隔をおく)
四種混合 (不活化ポリオ 百日咳 ジフテリア 破傷風)	通年	1期	初回接種 } 生後3か月～7歳6か月になる前日まで 追加接種 }
			(追加接種は、初回接種3回終了後、 12～18か月の間隔をおく)
三種混合 (百日咳 ジフテリア 破傷風)	通年	1期	初回接種 } 生後3か月～7歳6か月になる前日まで 追加接種 }
			(追加接種は、初回接種3回目終了後、 12～18か月の間隔をおく)
麻しん風しん混合 又は 麻しん・風しん	通年	1期	生後12か月～24か月になる前日まで
		2期	来年度就学予定児(年長児) (4/1～翌年3/31までに接種) 平成27年4月2日～平成28年4月1日生
水痘	通年	生後12か月～生後36か月になる前日まで	
日本脳炎	通年	1期	初回接種 } 生後6か月～7歳6か月になる前日まで 追加接種 } 特例対象者(9～13歳になる前日まで)
		2期	9歳～13歳になる前日まで 特例対象者(20歳になる前日まで)
		※特例対象者 ・平成7年4月2日から平成19年4月1日生で、第1期・第2期の接種が終了していない人は、20歳になる前日まで ・平成19年4月2日～平成21年10月1日生で、第1期3回分の接種が完了していない者は、9～13歳になる前日まで	
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	通年	2期	小学6年生 平成21年4月2日から平成22年4月1日生
子宮頸がん	通年	小学6年生から高校1年生相当年齢の女子 (積極的勧奨は控えています)	

予防接種の種類	実施期間	対象年齢
ロタウイルス	通年	① ロタリックス 生後6週0日後から24週0日後まで ② ロタテック 生後6週0日後から32週0日後まで
インフルエンザ	10月1日～1月31日 市外乗り入れ期間 10月20日～1月31日	① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定める者
高齢者肺炎球菌	4月1日～3月31日 市外乗り入れ期間も同様	① 65歳の者 ② 70・75・80・85・90・95・100歳・100歳以上の者 ③ 接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに機能障害のある者 【自己負担額】5,000円

(4) 予防接種状況 (単位：件)

年度 予防接種の種類	R元		R2		R3		
	接種件数	償還払い (再掲)	接種件数	償還払い (再掲)	接種件数	償還払い (再掲)	
B型肝炎	629	6	649	3	583	2	
インフルエンザ菌b型 (ヒブ)	初回	640	6	677	3	594	3
	追加	192	0	252	0	206	0
小児用 肺炎球菌	初回	651	6	670	2	595	3
	追加	201	0	240	0	207	0
四種混合	第1期初回	661	2	668	2	614	4
	追加	241	0	224	0	221	0
三種混合	第1期初回	-	-	-	-	-	-
	追加	-	-	-	-	-	-
二種混合	329	-	343	-	342	-	
(単独)ポリオ (不活化ワクチン)	第1期初回	1	0	0	0	0	0
	追加	1	0	0	0	0	0
BCG	214	1	220	1	211	1	

年度 予防接種の種類		R元		R2		R3	
		接種件数	償還払い (再掲)	接種件数	償還払い (再掲)	接種件数	償還払い (再掲)
麻しん 風しん 混合	1期	193	0	225	0	202	0
	2期	304	0	324	0	299	0
	3期	0	-	0	-	0	-
麻しん (単独)	1期	0	-	0	-	0	-
	2期	0	-	0	-	0	-
風しん (単独)	1期	0	-	0	-	0	-
	2期	0	-	0	-	0	-
水痘		469	424	0	0	417	1
日本脳炎	1期初回	588	0	611	2	411	0
	追加	307	0	316	0	144	0
	2期	418	0	426	1	121	0
子宮頸がん		7	-	62	-	100	-
ロタ ウイルス	ロタリックス	-	-	102	1	169	1
	ロタテック	-	-	90	0	315	3

種類 \ 年度	R元	R2	R3
高齢者インフルエンザ	7,991	11,257	9108
高齢者肺炎球菌	568	487	434

2 大人の風しん予防接種事業（クーポン）

(1) 目的

令和元年度から令和3年度の時限措置として、接種機会の与えられなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、予防接種法に基づく定期接種の対象とし、全国で原則無料で風しん抗体検査・予防接種を行うものである。

(2) 目標

令和3年度末までに、対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げる。

(3) 抗体検査実施者数（単位：人）

年度	R3
風しん抗体検査実施数	249

(4) 予防接種実施者数（単位：人）

年度	R3
予防接種の種類	
麻しん風しん混合	62
風しん単独	0



V 各種計画

1 健康日本21幸手計画（第3次）・幸手市食育推進計画

(1) 計画の概要

ア 策定の趣旨

国は健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」として、基本となる方針や理念、具体的な目標を盛り込んだ「健康日本21（第二次）（平成25年度～令和4年度）」を告示し、県は基本方針として「健康埼玉21」を、その実現のため、「埼玉県健康長寿計画」を策定した。

また、食育の推進においては、平成17年に制定された「食育基本法」に基づき、国は「第3次食育推進基本計画（平成28年度～令和2年度）」を、県は「埼玉県食育推進計画（第4次）」を策定した。

市では、市民一人ひとりが生涯を通じて生きがいをもちながら自立して暮らせるように、平成16年度を初年度とした「健康日本21幸手計画」を策定し、様々な施策を進めてきたが、国・県の動向を踏まえ、市民が健康寿命の延伸をめざした取り組みを主体的に行えるよう、また、食育を通じて豊かな健康づくりを進めていくために、個人・地域・行政が一体となって取り組むための指針として、平成31年度に新たに「健康日本21幸手計画（第3次）・幸手市食育推進計画」を策定した。

イ 基本方針

【健康日本21幸手計画】

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・航空の健康に関する生活習慣の改善

【幸手市食育推進計画】

- ① からだの健康を維持向上するための食育
- ② こころが豊かになるための食育
- ③ 食への関心を地域や社会ではぐくむ食育

ウ 計画の期間

平成31年度から令和5年度の5年間

(2) 幸手市健康づくり推進会議

計画を効果的に推進するため、団体代表者や有識者を構成員とする「幸手市健康づくり推進会議」において、PDCAサイクルのプロセスに基づき、計画の進捗状況等について報告し、点検・評価を受けることとしている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催を見合わせた。

2 幸手市自殺対策計画

(1) 計画の概要

ア 策定の趣旨

国は平成28年4月に「自殺対策基本法」を改正し、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられた。また、埼玉県でも平成30年4月に「埼玉県自殺対策計画」を策定し、自殺対策の推進を図っている。このような動向を踏まえ、本市においても、総合的な対策を推進するため、「幸手市自殺対策計画」の策定を進めた。

策定にあたっては、庁内関係部署で構成する「幸手市自殺対策推進連絡会議」と団体代表者や有識者を構成員とする「幸手市健康づくり推進会議」を設置し、自殺の現状の分析やその対策について、協議した後、自殺対策計画素案に対するパブリックコメントの実施を経て、令和2年3月に「幸手市自殺対策計画」を策定した。

イ 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

ウ 数値目標

令和5年の自殺死亡率^{*}を20.6以下（自殺者数11人以下）になることを目指す。

※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

エ 計画の期間

令和2年度から令和6年度の5年間

(2) 進捗状況

庁内の事業を5つの基本施策と2つの重要施策に位置付け、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、関係各課が自殺対策関連事業に取り組んでいる。

健康増進課の主な取組には、啓発・周知、相談事業、ゲートキーパーの養成がある。

ア 啓発・周知

庁内各課の相談窓口や心身の不調について掲載したリーフレット「困ったときの相談窓口～一人で悩まず相談をしましょう」を昨年に引き続き、関係各課に配架した。

また、3月の自殺対策強化月間には「支えよう・つながりのち」と題し、誰もがができるゲートキーパーの実践項目や心の相談に関する窓口について、広報に掲載した。

イ 相談事業

Ⅲ精神保健事業 (1) 来所相談・電話相談・家庭訪問を参照

ウ ゲートキーパー養成講座

Ⅲ精神保健事業 (2) ゲートキーパー養成講座を参照

地域の支援者に向けたゲートキーパー養成講座を初めて開催した。今後は一般市民向けにも養成講座を開催し、自殺で命を落とさない社会づくりを目指していく。

引き続き、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を認識し、取り組めるよう啓発と周知を行うほか、「幸手市自殺対策推進連絡会議」において、情報の共有や計画の進捗状況を把握するとともに、庁内の連携や協力を図り、自殺対策を総合的に推進していく。

また、計画の進捗について、「幸手市健康づくり推進会議」での意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図る。

VI その他の事業

1 母子愛育会活動

(1) 目的

母子愛育会は、昭和8年12月23日に平成天皇（上皇）がご誕生になり、昭和天皇から当時の内閣総理大臣に対し御沙汰があり、昭和9年3月31日、「恩賜財団母子愛育会」が創立された。創立の背景には、当時の母子に関する制度・機関の整備が進んでいなかったことや、母子衛生水準の低さがあった。その後、昭和11年に愛育村事業が開始され、愛育班活動が全国的に広がっていった。

埼玉県においては、新生児・乳幼児・妊産婦の死亡率の高かった昭和19年に、知事を支部長として恩賜財団母子愛育会埼玉県支部が設立され、平成6年には、埼玉県母子愛育会（埼玉県支部と併用）が制定された。

幸手市母子愛育会は、昭和35年4月1日に創立され、当初は、季節保育所の開設や、ユニセフミルクの配給などを行っていた。現在は、いのちの大切さ事業や、母子への見守り・声掛け活動、保育ボランティア、その他、市関係機関と連携を図りながら、母子保健の向上や育児支援を目的として活動している。

(2) 活動内容

活 動 内 容	
1 会 議 開 催	事業の効果的運営を図るため総会及び役員会を開催する。
2 研 修 会 参 加	全国大会、愛育のつどい及び各種研修会等へ積極的に参加し、愛育会活動の意識向上・知識の習得を図る。学習会を企画し、活動に必要な知識の習得を図る。
3 母子への見守り・声掛け活動	母子への見守り・声掛け活動をおこなう。母子の状況に合わせて、市の教室や健診への参加、相談窓口などの紹介をする。
4 保育ボランティア	健康増進課が実施する検診等事業において保育ボランティアを行う。
5 いのちの大切さ事業	市内の小学生を対象に、助産師の講話及び赤ちゃん人形を用いた育児体験を実施する。命の大切さについて考えてもらうきっかけとなるようにする。

(3) 活動実績

ア 会員数 39人（令和3年4月1日）

イ 事業協力

事業名	参加回数（回）	会員参加者数（人）
健康福祉まつり（中止）	開催なし	

ウ 研修

事業名	回数（回）	会員参加者数（人）
研修（母子愛育会実技研修会）	1	1

エ 自主事業

事業名	回数(回)	会員参加者数(人)
会議(総会・役員会・臨時会)	4	延べ46
いのちの大切さ事業	8	延べ47
班会議(中止)	開催なし	

オ 会議

事業名	回数(回)	会員参加者数(人)
健康日本21幸手計画推進会議(中止)	開催なし	開催なし

カ その他

事業名	回数(回)	会員参加者数(人)
幸手市母子愛育会60周年記念のつどい(中止)	開催なし	

2 食生活改善推進員活動

(1) 目的

昭和40年代日本人の食生活は、欧米化が進み栄養や食に対する関心が高まるなか、埼玉県では昭和43年頃から保健所を中心に健康づくり栄養大学・栄養教室を開催し、地域に普及するボランティアの養成を始めた(食生活改善推進員)。昭和46年に県内食生活改善推進員相互の連絡を密にし、活動の振興を図り、栄養・食生活改善を通して、県民の健康増進に寄与することを目的として、埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会が発足した。その後全国各地で結成された。

市では、昭和45年に「体力づくり友の会」の名称で発足し、会員自身の研修のほか、行政の事業の協力や地域活動を続け、平成11年に「幸手市食生活改善推進員協議会」と名称を変更し、健康づくり食生活改善の実践者、協力者として活躍している。

(2) 活動内容

1 会議開催	事業の運営を図るため、総会及び役員会を開催する。
2 定例会開催	会員相互の研修や研究 (8・11・1月除き毎月第3水曜に開催)
3 研修会参加	(1)健康づくりのつどい及び各地リーダー研修会等に参加し会の活動の意識高揚を図る。 (2)よい食生活をすすめるためのグループ講習会を実施し知識の習得を図る。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
4 地域活動	(1)市文化祭の模擬店、健康福祉まつり参加 (2)食生活改善推進員協議会主催の料理教室開催 (3)健康増進課事業の調理補助協力 ※(1)(3)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(3) 活動実績

- ア 会員数 25人 (令和3年4月1日)
- イ 研修会 (単位:人) 実施なし
- ウ 地域活動 (単位:人)

実施日	事業名	場所	協力会員数	参加者数
11月17日	米料理教室 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、巻寿司づくりの実演、食材レシピの配布を行った。	ウェルス幸手	9	6
12月27日	冬休み親子クッキング教室 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、調理実習は行わず、包丁の使い方等についての実演、実習を行った。	ウェルス幸手	23	8
1月	幸手市食改創立50周年記念レシピ集200部作成	-	-	-

3 健康づくり事業

(1) 歯の衛生週間標語募集

ア 目的

歯の衛生に関する正しい知識を普及するとともに、歯科疾患の予防措置の徹底を図ること及び早期発見・早期治療を励行することを目的としている。

イ 実施状況

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ウェルス幸手での掲示は行わず6月4日～30日の間、ホームページ上に市内小学校9校から選出された標語計18作品を掲載した。

(2) 健康福祉まつり

ア 目的

市民の健康づくり及び福祉についての理解と関心を高めることを目的とする。

イ 実施状況

(単位：人)

年度	実施日	来場者数
R元	令和元年11月3日(日・祝)	1,920
R2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	開催なし
R3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	開催なし

4 献血事業

(1) 目的

埼玉県献血推進計画に基づき採血事業者と連携し、献血者の確保を図る。

(2) 年度別献血者数

(単位：人)

年度	目標者数	受付者数	達成率(%)	献血者数			実施日数
				200ml	400ml	合計	
R元	1,225	1,019	83.2	68	796	864	26日 (延べ32会場)
R2	1,160	1,332	114.8	103	1,028	1,131	30日

							(延べ33会場)
R3	1,130	1,076	95.2	166	825	891	24日 (延べ28会場)

※達成率 = 受付者数 ÷ 目標者数 × 100

5 新型コロナウイルス感染症対応事業

(1) 自宅療養パックの支給

ア 目的

新型コロナウイルス感染症自宅療養者の同居者で、健康観察を必要とする者に食料品や日用品を支給し、感染拡大防止と自宅療養者と同居者へ支援する。

イ 支給内容

食料品 ごはん、レトルトカレー、缶詰、カップ麺等
日用品 トイレットペーパー、紙おむつ等

ウ 実施状況

食料品支給世帯数 286世帯
日用品支給世帯数 88世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症 PCR 検査費等助成

ア 目的

保健所や医師の判断により実施する新型コロナウイルス感染症の検査に係る費用を一部助成し、新型コロナウイルス感染者の早期発見・早期療養につなげる。

イ 対象となる費用（保険診療分に係る自己負担額）

初診料、再診料、院内トリアージ実施料、鼻腔・咽頭拭い液採取、乳幼児加算

ウ 実施状況

助成件数 1,855件

(3) 新型コロナウイルス感染症検査移動支援

ア 目的

新型コロナウイルスの感染が疑われ、医師または保健所が検査を必要と判断した者で、自家用車による交通手段を持たない市民が、速やかに医師会運営のPCR検査センター等で必要な検査を受けられる体制を整備することで、早期発見・早期治療につなげ、以って広く感染拡大を予防する。

イ 支援内容

医師または保健所が検査を必要と判断し、交通手段を持たない市民に対し、感染症対策を施した搬送車両の手配をする。

ウ 実施状況

利用件数 3件

(4) 子どもインフルエンザワクチン接種助成

ア 目的

中学3年生までの季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を助成し、若年層での

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行・同時感染を予防し、医療提供体制のひっ迫を防ぐ。

イ 助成内容

子どもインフルエンザ予防接種の自己負担額 1,500 円を助成する。

ウ 実施状況

助成件数 2,832 件





© 幸手市マスコットキャラクター「さっちゃん」

保健衛生事業報告（令和3年度版）

発行 埼玉県幸手市

〒340-0192

埼玉県幸手市東4丁目6番8号

TEL 0480(43)1111

編集 幸手市健康福祉部健康増進課

〒340-0152

埼玉県幸手市大字天神島1030-1

（幸手市保健福祉総合センター「ウェルス幸手」内）

TEL 0480(42)8421

FAX 0480(42)2130